

小林市

暮らしの便利帳

～暮らしに役立つ情報満載～



新小林市の
概要

合併後の
住所表示

住所変更
手続き

広報・広聴

届出

各種証明

時間外取扱
火葬

税金

生活環境

市民相談
保険

福祉・保健
医療

区組制度
防災・議会

教育・文化
スポーツ

市役所の
ご案内

公共施設

施設案内
マップ



小林市

暮らしの便利帳

CONTENTS

新小林市の概要

はじめに	1
まちのあゆみ	1
位置・地勢	1
人口・世帯数	1
市の花・花木・木・鳥・昆虫	1
観光スポット再発見	2
小林新歳時記	4

■新小林市になるとどうなるの?

合併後の住所表示

住所変更手続き

- 市役所関係の主な手続き
- 県関係の主な手続き
- 国関係の主な手続き

広報・広聴	15
-------	----

届出

(1) 戸籍に関する届出	
(2) 住民登録に関する届出	
(3) 外国人登録に関する届出	
(4) 印鑑登録に関する届出	

各種証明

時間外取扱・火葬

戸籍届出の時間外の取扱いについて	20
火葬について	20

■市民の暮らし

税金

(1) 市税	
(2) 納税相談	
(3) 口座振替制度	
(4) 市税に関する証明・閲覧	

生活環境

(1) 水道	
(2) 公共下水道・農業集落排水施設	
(3) し尿	
(4) ごみ	
(5) 都市計画	
(6) 都市公園	
(7) 建築	
(8) 地籍図	

市民相談・保険

市民相談	26
保険	26
(1) 国民健康保険	
(2) 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）	
(3) 介護保険	

福祉・保健・医療

(1) 児童福祉・母子保健サービス	
(2) 高齢者福祉サービス	
(3) 障がい者福祉サービス	
(4) 生活保護	
(5) 保健事業	
(6) 各種健（検）診	
(7) 医療	

区組制度・防災・議会

区・組制度	38
防災対策	38
議会	38

教育・文化・スポーツ

教育	39
(1) 幼稚園・小学校・中学校	
生涯学習・スポーツ	40
(1) 生涯学習	
(2) スポーツ	

市役所のご案内

市庁舎の案内図	44
合併後の組織機構と主な業務	48

公共施設一覧

市役所・須木庁舎・野尻庁舎・出張所	51
警察署・消防署	51
病院・診療所等	51
保健・福祉関連施設・団体等	51
国・県関係	52
教育委員会	53
市立保育所（園）・幼稚園	53
私立幼稚園・認定こども園	53
私立保育園	54
小学校	54
中学校	55
教育・文化施設	55
社会体育関連施設	56
観光施設	57
ごみ処理施設	57
畜産関連施設	57
施設案内マップ	58

■新小林市の概要

■はじめに

平成22年3月23日、小林市と野尻町が合併して、新しい「小林市」が誕生します。小林市役所が本庁となり、旧野尻町役場は総合支所として野尻庁舎となります。また、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の野尻町の地域に合併新法による地域自治区が、合併の日から平成28年3月31日まで約6年間設置されます。地域自治区には野尻町区の住民から選出された委員で構成する地域協議会と、合併の日から2年間に限り特別職の区長が置かれます。

このため野尻庁舎では、従来どおりの住民の皆さん的生活に関連する業務や地域振興に関する業務と、地域協議会の運営に関する事務を併せて行っていくことになります。この「暮らしの便利帳」は、市役所の身近な手続きや公共施設などの情報を皆さんにお知らせするために作成したものです。身近なところに置いていただきご活用ください。

■まちのあゆみ

明治22年5月1日	町村制施行、五日町・十日町・細野村・真方村・東方村・水流迫村・堤村・北西方村・南西方村の2町7村が合併し「小林村」誕生、「須木村」誕生
	紙屋村・東麓村・三ヶ野山村が合併し「野尻村」誕生
大正元年11月5日	「小林町」誕生
昭和23年4月1日	大字紙屋が「紙屋村」として分立
昭和25年4月1日	「小林市」市制施行
昭和30年2月11日	野尻村と紙屋村が新設合併し「野尻町」誕生
平成18年3月20日	小林市と須木村が新設合併し新「小林市」誕生
平成22年3月23日	小林市と野尻町が編入合併し新「小林市」誕生

■位置・地勢

小林市は、南九州の中央部及び宮崎県の南西部に位置し、北部は西米良村、熊本県多良木町、東部は宮崎市、綾町、南部は高原町、都城市、鹿児島県霧島市、西部はえびの市、熊本県あさぎり町と接しています。南西部には霧島連山、北部には九州山地の山岳が連なり、地形的には、霧島火山帯のカルデラ地帯が陥没してできた台地となっており、市街地の中心部も標高約200mとなっています。面積は563.09km²で宮崎県の7.3%を占めています。気候は、夏暑く、冬は冷え込む内陸型の温暖多雨地域に属していて、年平均気温は約16度、年平均降水量は2,600mmを超え、また、昼夜の気温差や夏と冬の寒暖差が大きいことから、霧の発生が多くなっています。

国道221号、265号、268号及び宮崎自動車道などの広域交通網が小林市を中心に放射状に整備され、宮崎市、鹿児島市、熊本市などの地方中核都市と連絡しています。また、鉄道は、日豊本線に接続する都城と肥薩線に接続する吉松を結ぶ61.6kmのJR吉都線が市内を通っており、主に通学の手段として利用されています。

■人口・世帯数

人口 49,820人、世帯数19,023世帯（平成17年国勢調査）

◆市の花 「コスモス」



◆市の花木 「桜」



◆市の木 「モミ」



◆市の鳥 「あおばと」



◆市の昆虫 「螢」



観光スポット

再・発・見

■湧水

霧島山系に降った雨が数十年の時を経て湧き出します。市内には数多くの湧水があり、市民の生活を支える「宝」。中でも、夷守岳の麓にある「出の山湧水」は、全国名水百選に選ばれています。



■北きりしまコスモドーム

星空の美しいまち小林市のシンボルであるコスモドーム。巨大天体望遠鏡を有する観測ドームや、プラネタリウムで宇宙の神秘を体験できます。



■生駒高原

16万平方メートルという雄大な展望の広大な花畠に、季節によって菜の花やポピー、コスモスが咲き乱れます。小林市を代表する観光地の一つです。



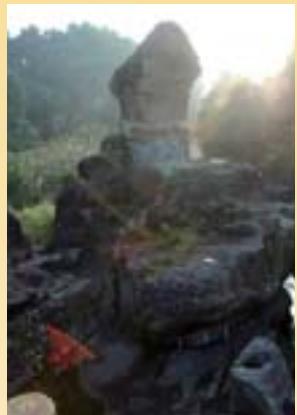
■秋の生駒高原

知っているようでも、訪ねてみると思いもよらぬ発見があるものです。地域の埋まっている宝を掘り起こしてみてはいかがでしょうか？



■観光農園

小林の特産品である「ぶどう」と「梨」のフルーツ狩りが楽しめます。種子田地区、坂下地区で8月上旬から開園しており、甘い果実を求め多くの人が来場します。



■陰陽石

宮崎県の観光遺産にも指定された奇岩。古くから子宝の神として祭られ、多くの観光客が訪れます。

小林



221



■出の山淡水魚水族館

アマゾンに潜む大魚「ピラルクー」や、皮膚の表面の古い角質を食べる「ガラルファ」など、ここでしか見られない珍しい淡水魚100種を展示しています。



■コスモス牧場

動物たちとのふれあいやパークゴルフ、焼肉バイキングなど心も体も満たしてくれる自然豊かな牧場です。中でも一番人気はスーパースライダー。全長450メートルを一気に滑り降りれば気分爽快です。



■霧島岑神社

『続日本後紀』の837年にその名が登場するほど長い歴史がある。明治6年に現在の場所に鎮座してからも、その荘厳な佇まいは変わりません。



■須木の名勝「ままこ滝」

■西郷隆盛宿営の地

明治10年、西郷軍は堂屋敷を経て、8月27日夏木に宿営しました。一ヶ月後、城山で自決し、西南の役の終焉を迎えました。



■三之宮峡

竹筋コンクリートで造られた市有形文化財の「橋満橋」、正に畳を敷きつめたように見える「千畳岩」、そそり立つ屏風岩など不思議な風景と出会える。櫓の轟（やぐらのとどろ）は環境庁「残したい日本の音百選」に選ばれています。



■茅葺きの宿 かるかや

大自然の中に溶け込むようにたたずむ茅葺きの宿はどこかなつかしく、ほっとします。ふるさとに帰ったように思えるやさしい時間が流れる場所です。

■すきむらんど

小野湖に架かり、湖面からの高さは30メートル。小野湖を周遊する「アドベンチャークルーズ」からは更に雄大な姿が見られます。また、天然総ヒノキの内湯や、フィンランド式の本格サウナが、身も心も癒してくれます。

■東麓石窟仏

国道268号の道路下、ほぼ円形をした岩盤の洞窟の中に高浮き彫りに彫られた石仏があります。中央に薬壺を持った薬師如来、その左右に日光・月光菩薩、そして十二神将が彫られています。制作年代は鎌倉時代末期、あるいは南北朝末期～室町時代などと推定されており、県の指定文化財となっています。



268



■道の駅 ゆ~ぱるのじり

レストランや特産品販売所を備えたくつろぎ度満点の立ち寄りスポット。自慢はユニークなお風呂。「バラ湯」は浴槽に色とりどりのバラを浮かべ、その花の数は100以上とゴージャス。ハーブやミストサウナでリフレッシュを。

■のじりこぴあ観光バラ園

観光バラ園「ブルーミングローズ」は、輝く光の中で、一面に咲き誇った、美しいバラの様子から名付けられました。18種類、約3万5千株のバラがみね咲き、年間を通してバラ狩りが楽しめます。



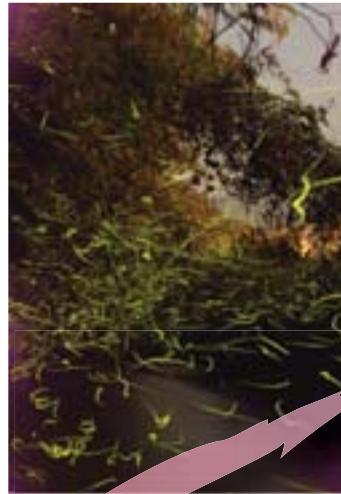
■フロンティア精神実践の父

昭和の初期、資財を投げ打って開拓事業を成し遂げた田丸翁と信時翁。このフロンティア精神は今も語り継がれています。

■のじりこぴあ



夏



■メロンフェア 5月下旬
みやざきブランド『めろめろメロン』
(白肉・赤肉) 約30,000個を市価よりも
安い価格で販売します。また、会場か
ら直接全国各地への発送も可能です。

小林新歳時記

■出の山ホタル恋まつり

5月下旬～6月上旬
出の山公園内には、数万匹といわれるホタルが生息しており、「ふるさといきものの里」にも認定。山が動くと言われるほどの光の乱舞が、多くの人が魅了します。

■小林市すき納涼花火大会

7月下旬
約5,000発の花火が河川敷で打ち上げられ、その音が山あいに響きわたる迫力満点の一夜です。

■六月灯祭 7月下旬

野尻町商工会前に並ぶ灯籠は幽玄な夏の夜の風物詩です。

■こばやし名水まつり

8月第1土曜日
小林市の誇る市民の宝「名水」をテーマに、様々なアトラクションや催しが行われます。

■のじり湖祭 8月下旬

ミュージック＆花火ショーをはじめ、毎年趣向を凝らした企画が盛沢山です。中でも女尻相撲大会は会場内に特設された土俵の上で、女性の熱い戦いが繰り広げられます。

■黒木清次文学碑祭 9月～10月

郷土の偉大な文学者黒木清次氏を偲ぶ。また、市内の小中学生が作った詩の優秀作品を表彰します。

■陰陽石まつり 9月23日（秋分の日）

陰陽石のしめ縄をかけ替えて、五穀豊穫を祈願。地元の東方中学校の生徒による勇壮な伝統芸能輪太鼓踊りが祭りを盛り上げます。





■ハーブ祭りinのじり 4月～5月

薬草・地域作物センターで研究しているハーブや薬草の栽培方法・利用方法を広く知ってもらい健康に役立ててもらおうと平成15年から開催されています。

春



■まきばの桜まつり 3月下旬～4月上旬

植栽100周年を記念して復活。約千本の桜が咲き乱れ、2日間に渡り華麗なステージイベントや夜桜花火が祭りを盛り上げます。



■すき栗まつり 9月23日

須木の特産品である栗をテーマに、栗狩り体験をはじめ、秋の味覚を楽しめる祭りです。

秋

■市民スポーツ祭こばやし大運動会 10月

総合運動公園陸上競技場で開催され、各校区の誇りをかけて様々な種目で熱戦が展開。さわやかな汗と笑顔が花咲く市民参加の運動会です。



※表示イベントは紙面の関係上、各地区の代表的なイベントの抜粋になります。

■すきイルミネーション

12月上旬～1月上旬

須木のシンボルであるハートや栗坊とゆずちゃんが明るく照らします。竹で作ったスター・ドームなど、さまざまなオブジェの電飾が楽しめます。



■野尻町イルミネーション

11月下旬～1月上旬

野尻庁舎を中心とした国道268号沿い（総延長約2km）を約25万球の電球が彩ります。

冬

■こばやし冬まつり 11月23日～1月上旬

秋まつり終了後に小林駅前広場で開催。小林に冬の訪れを告げます。10万個の電球が夜空を彩る、小林の冬の風物詩です。



■すき冬至名人まつり 12月下旬

わら細工・門松づくり、そば打ち、じねんじょ掘りなど名人の指導のもとで体験ができます。ゆず風呂、須木ならではの料理、加工品も楽しめます。



■こばやし秋まつり 11月23日（勤労感謝の日）

豊作を祝う小林の秋の祭典。ダンスコンテストの華麗な舞いが祭りを盛り上げます。また、物産展では秋の味覚が満載。目でも舌でも楽しめます。

■すき ほぜまつり

11月3日（文化の日）

小学生による奉納相撲などで豊作祈願をする須木地区の伝統行事。伝統芸能や、華やかなステージイベントが来場者を楽しませてくれます。



■新小林市になるとどうなるの？

1 合併後の住所表示について

平成 22 年 3 月 23 日に新しい小林市が誕生することに伴い、現在の小林市にお住まいの方は、「大字」の表示が不要になります。現在の野尻町にお住まいの方は、次のとおり住所表示が変わります。

なお、大字名に続く番地や郵便番号、電話番号に変更はありません。

■市町村合併に伴う住所表示

新市名	旧市町名	住所表記	住所表記例			
小林市	小林市	・「大字」の文字を削除	合併前	小林地区	小林市大字細野△△△番地	
					小林市大字水流迫△△△番地	
					小林市大字堤△△△番地	
					小林市大字真方△△△番地	
					小林市大字東方△△△番地	
					小林市大字北西方△△△番地	
					小林市大字南西方△△△番地	
					小林市本町△△△番地	
			須木地区	小林市須木大字下田△△△番地		
				小林市須木大字中原△△△番地		
				小林市須木大字鳥田町△△△番地		
				小林市須木大字奈佐木△△△番地		
				小林市須木大字内山△△△番地		
野尻町	野尻町	・「西諸県郡野尻町」を「小林市野尻町」に置き換える。 ・「大字」の文字を削除	合併後	小林地区	小林市細野△△△番地	
					小林市水流迫△△△番地	
					小林市堤△△△番地	
					小林市真方△△△番地	
					小林市東方△△△番地	
					小林市北西方△△△番地	
					小林市南西方△△△番地	
			須木地区	小林市本町△△△番地		
				小林市須木下田△△△番地		
				小林市須木中原△△△番地		
			合併前	小林市須木鳥田町△△△番地		
				小林市須木奈佐木△△△番地		
				小林市須木内山△△△番地		
			合併後	西諸県郡野尻町大字紙屋△△△番地		
				西諸県郡野尻町大字東麓△△△番地		
				西諸県郡野尻町大字三ヶ野山△△△番地		
			合併後	小林市野尻町紙屋△△△番地		
				小林市野尻町東麓△△△番地		
				小林市野尻町三ヶ野山△△△番地		

※合併前の野尻町の区域に合併新法による地域自治区を設置するため、地域自治区を設置する期間中は、住所表記の新市名「小林市」の後に、地域自治区名の「野尻町」を冠します。

2 住所の変更により必要となる手続き等

合併によって住所表示が変更になります。公的機関などへの変更手続き(届出)は、ほとんど必要ありませんが、内容によって手続き(届出)が必要になる場合があります。市民の皆様に関係の深いものを中心にお知らせします。

●市役所関係の主な手続き

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
1 戸籍・住民票		不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁市民部市民課 ☎ 23-1112
2 印鑑登録証	登録証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 [旧野尻町のカードをお持ちの方] 現在お持ちのカードは使用できません。 合併後、証明が必要になり来庁された際に、新しい登録証と交換します。	須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
3 住民基本台帳カード	カードをお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 [旧小林市のカードをお持ちの方] カードをご持参の際、「大字」を削除した住所を裏書きします。 [旧野尻町のカードをお持ちの方] カードは使用できません。 有効期限を過ぎない間に持参いただければ、新市のカードを再発行いたします。	本庁市民部市民課 ☎ 23-1112 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
4 外国人登録証明書	登録をしている方	不要	合併後、他の申請等のため来庁された際に、住所表示変更の内容を裏面に記載します。	
5 国民健康保険被保険者証(退職被保険者を含む)	被保険者証等をお持ちの方	不要	小林市の方は住所変更の手続きは必要ありません。 旧野尻町の方が現在お持ちの被保険者証・受給者証・認定証・受療者証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の被保険者証・受給者証・認定証・受療者証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい被保険者証・受給者証・認定証・受療者証をご使用ください。 ※なお、あん摩、はり、きゅう受療者証につきましては、新しい被保険者証が届きましたらお手続きください。	本庁福祉保健部 ほけん課 ☎ 23-0116 須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
6 国民健康保険高齢受給者証				
7 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証				
8 国民健康保険標準負担額減額認定証				
9 国民健康保険特定疾病療養受療者証				
10 国民健康保険あん摩、はり、きゅう受療者証				
11 後期高齢者医療被保険者証(退職被保険者を含む)				
12 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	被保険者証等をお持ちの方	不要	小林市、旧野尻町の方が現在お持ちの被保険者証・認定証・受療者証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の被保険者証・認定証・受療者証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい被保険者証・認定証・受療者証をご使用ください。 ※なお、あん摩、はり、きゅう受療者証につきましては、新しい被保険者証が届きましたらお手続きください。	野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
13 後期高齢者医療特定疾病療養受療者証				
14 後期高齢者医療あん摩、はり、きゅう受療者証				

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
15 障がい福祉サービス受給者証	受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。次回の更新時に変更します。 旧野尻町の方が現在お持ちの受給者証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の受給者証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい受給者証をご使用ください。	
16 身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁福祉保健部福祉課 ☎ 23-0111
17 療育手帳				須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132
18 重度障がい者医療費受給資格証	受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。旧野尻町の方が現在お持ちの受給資格証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の受給資格証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい受給資格証をご使用ください。	野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
19 障がい児福祉手当・特別障がい者手当・経過的福祉手当	手当を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
20 特別児童扶養手当				
21 精神障害者保健福祉手帳	手帳等をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁福祉保健部 ほけん課 ☎ 23-0116
22 精神障害者自立支援医療受給者証				須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132
23 母子健康手帳	手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
24 ひとり親家庭及び寡婦医療費受給資格者証	受給資格者証をお持ちの方	不要	小林市の方は住所変更の手続きは必要ありません。旧野尻町の方が現在お持ちの受給者証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の受給者証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい受給者証をご使用ください。	
25 乳幼児医療費受給資格者証				本庁子育て支援局 子育て支援課 ☎ 23-0111
26 児童手当	手当を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132
27 児童扶養手当				野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
28 保育所への住所変更の手続き	児童の保護者等			
29 介護保険被保険者証	被保険者証等をお持ちの方	不要	小林市の方は住所変更の手続きは必要ありません。 旧野尻町の方が現在お持ちの被保険者証・認定証・確認証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の被保険者証・認定証・確認証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい被保険者証・認定証・確認証をご使用ください。	本庁福祉保健部 介護保険課 ☎ 23-1140
30 介護保険負担限度額認定証				須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132
				野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
31 介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）				
32 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	被保険者証等をお持ちの方	不要	小林市の方は住所変更の手続きは必要ありません。 旧野尻町の方が現在お持ちの被保険者証・認定証・確認証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の被保険者証・認定証・確認証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい被保険者証・認定証・確認証をご使用ください。	本庁福祉保健部 介護保険課 ☎ 23-1140 須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
33 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証				
34 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置）	確認証をお持ちの方			
35 原動機付自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	標識の交付を受けている方	不要	小林市と旧野尻町の標識（ナンバープレート）はそのまま使用できます。	本庁財務部税務課 ☎ 23-0115 須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
36 飼い犬の鑑札	登録をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁福祉保健部 ほけん課 ☎ 23-116 須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
37 法人住民税に係る法人等の異動（変更）届出書	該当する法人			
38 住民税に係る特別徴収義務者の所在地変更届出書	該当する法人及び個人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁財務部税務課 ☎ 23-0115 須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
39 税等の口座振替依頼	登録をしている方			

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
40 建設工事等競争入札参加者資格審査	資格を有している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁財務部管財課 ☎ 23-0222
41 小・中学校への住所変更の手続き	児童・生徒の保護者等	不要	公立の小・中学校については、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、私立学校等については、各学校へお問い合わせください。	本庁教育部学校教育課 ☎ 23-0424
42 騒音規制法に基づく特定施設の設置届出	届出をしている方	不要	合併時に変更手続きは必要ありません。	本庁市民部生活環境課 ☎ 23-8122
43 振動規制法に基づく特定施設の設置届出				
44 廃掃法に基づく一般廃棄物収集運搬業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132
45 廃掃法に基づく一般廃棄物処分業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
46 凈化槽法に基づく浄化槽清掃業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
47 道路法に基づく各種許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁土木部建設課 ☎ 23-0311 須木庁舎地域整備課 ☎ 48-3131 野尻庁舎地域整備課 ☎ 44-1100



●県関係の主な手続き

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
1 公益法人の定款又は寄附行為の変更	公益法人	要	それぞれの公益法人により、必要な手続き及び手続き方法が異なりますので、確認の上、必要な手続きを行って下さい。	県庁各公益法人担当課 ☎ 0985-26-7111 (県庁窓口案内電話)
2 旅券（パスポート）	旅券をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。旅券（パスポート）の最終頁にある「所持人記入欄」の現住所をご自身で訂正してください。	県庁文化文教・国際課 旅券担当 ☎ 0985-26-7004 宮崎パスポートセンター ☎ 0985-26-7268 小林県税・総務事務所 ☎ 23-3194
3 社会福祉法人の定款変更届	社会福祉法人	要	事務所の所在地に関する事項の変更は届出が必要です。	県庁各法人所管課 ☎ 0985-26-7111 (県庁窓口案内電話)
4 社会福祉法人の定款変更認可申請			資産の所在地の変更については、変更認可申請が必要です。	
5 第二種社会福祉事業の開始等の届出	事業の経営者	要	事務所の住所変更届が必要です。	
6 医療法人の定款又は寄附行為の変更認可の申請	医療法人	不要	事務所の住所変更の手続きは必要ありません。	県庁医療薬務課 医務担当 ☎ 0985-26-7055
7 医療法人が開設する病院・診療所の開設許可届出事項		不要	開設者の住所変更の手続きは必要ありません。	
8 病院・診療所許可指令書	病院・診療所の開設者	不要	病院・診療所の住所変更の手続きは必要ありません。	
9 診療所・助産所開設届	診療所・助産所の開設者	不要	診療所・助産所の住所変更の手続きは必要ありません。	
10 施術所・歯科技工所開設届	施術所・歯科技工所の開設者	不要	施術所・歯科技工所の住所変更の手続きは必要ありません。	
11 戦傷病者手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁国保・援護課 援護恩給担当 ☎ 0985-26-7061
12 児童扶養手当	左記手当を受給されている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁こども家庭課 家庭福祉担当 ☎ 0985-26-7570
13 母子寡婦福祉資金貸付金	左記資金の借受者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
14 身体障害者手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は合併後に手続きを行ってください。	県庁障害福祉課 地域生活支援担当 ☎ 0985-32-4468
15 療育手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は合併後に手続きを行ってください。	県庁障害福祉課 障がい児支援・管理担当 ☎ 0985-26-7068

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先	
16 特別児童扶養手当証書	左記手当の受給資格者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁障害福祉課 地域生活支援担当 ☎ 0985-32-4468	
17 精神障害者保健福祉手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に変更します。	県庁障害福祉課 精神保健対策室 就労支援担当 ☎ 0985-32-4471	
18 食品の営業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁衛生管理課 食品衛生担当 ☎ 0985-26-7077	
19 集団給食等の登録	登録を受けている方				
20 理容所、美容所、クリーニング所の開設届	届出をされた開設者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁衛生管理課 環境水道担当 ☎ 0985-26-7077	
21 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく営業許可	許可を受けている方				
22 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物の届出	届出をされた方				
23 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録	登録を受けている方				
24 墓地・埋葬等に関する法律に基づく経営許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁衛生管理課 環境水道担当 ☎ 0985-26-7077	
25 被爆者健康手帳	左記手帳等の交付を受けている方				
26 第一種・第二種健康診断受診者証	左記手帳等の交付を受けている方				
27 原爆諸手当証書	左記証書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に変更します。	県庁健康増進課 疾病対策担当 ☎ 0985-26-7079	
28 被爆体験者医療受給者証	左記受給者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。		
29 特定疾患医療受給者証	左記受給者証の交付を受けている方				
30 特定疾患登録者証	左記登録者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁健康増進課 疾病対策担当 ☎ 0985-26-7079	
31 訪問介護利用者負担額減額認定証	左記認定証の交付を受けている方				
32 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証	左記認定証の交付を受けている方				
33 未熟児養育医療の給付	医療券の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁健康増進課 疾病対策担当 ☎ 0985-26-7079	
34 身体障害児育成医療の給付	医療券の交付を受けている方				

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
35 自動車保管場所証明	証明証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県警察本部交通規制課 ☎ 0985-31-0110 内線 5184
36 自動車保管場所標章	標章の交付を受けている方	不要		小林警察署 ☎ 23-0110
37 自動車運転免許証	市町村合併に伴う住所表示の変更が生じた免許証を保有している方	不要	免許証の本籍・住所の変更は必要ありません。 新しい本籍及び住所の変更につきましては、免許更新の際に順次行っています。 ただし、免許更新前に新しい本籍及び住所の変更を希望される方は免許センター及び各警察署で手続きができます。	県警察本部運転免許課 宮崎運転免許センター ☎ 0985-31-0110 内線 230 都城運転免許センター ☎ 0986-25-9999 延岡運転免許センター ☎ 0982-33-9999 小林警察署 ☎ 23-0110

●国関係の主な手続き

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
1 不動産登記法に基づく土地・建物の所有者の住所	土地・建物の所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません(変更したものとみなされます。)が、変更を希望される方は登記申請が必要です。	
2 商業登記法に基づく会社・法人の本店・主たる事務所及び代表者の住所	会社・法人の代表者	不要	管轄内にある本店・主たる事務所の所在及び代表者の住所については、変更手続きは必要ありません。(法務局において修正します。) ただし、管轄外に本店等がある場合、代表者の住所等について変更手続きが必要です。詳しくは最寄りの法務局へお問い合わせください。	宮崎地方法務局 小林出張所 ☎ 23-3211
3 健康保険被保険者証	健康保険被保険者証をお持ちの方(健康保険被保険者及び被扶養者)	不要	住所等は合併時に変更処理を行います。被保険者証を新たに作成交付する予定です。	
4 健康保険高齢受給者証	健康保険高齢受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。健康保険高齢受給者証の住所はご自身で訂正してください。	全国健康保険協会 宮崎支部 ☎ 0985-35-5364
5 健康保険特定疾病療養受給者証	健康保険特定疾病療養受給者証所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。健康保険特定疾病療養受給者証の住所はご自身で訂正してください。	
6 国民年金・厚生年金保険年金手帳	年金手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。年金手帳の住所はご自身で訂正してください。	都城社会保険事務所 ☎ 0986-23-2571

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
7 国民年金・厚生年金保険年金証書	左記年金保険年金を受給されている方	不要	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。住所等は更新時に変更します。	都城社会保険事務所 ☎ 0986-23-2571
8 老齢福祉年金証書	左記年金を受給されている方	不要	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。	都城社会保険事務所 ☎ 0986-23-2571
9 自動車検査証	車をお持ちの方	不要	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を行わないと、車検証・証明書は旧住所での表示になります。 ※名義変更、抹消登録の場合、合併後に市が発行する「合併証明書」等の添付が必要となる場合がありますのでお問い合わせください。	九州運輸局宮崎運輸支局登録部門(ヘルプデスク) ☎ 050-5540-2088
10 小型船舶操縦士免許	左記免許をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。住所変更の手続きは免許更新時にいますが、免許更新前に変更を希望される方は通常の訂正申請で行えます。	九州運輸局宮崎運輸支局船員担当 ☎ 0985-63-2513
11 船員手帳	左記手帳をお持ちの方	要	本籍の訂正申請が必要です(手数料不要)。必要書類は、戸籍抄本か合併に伴い市が臨時に証明した書類で、本籍が確認できるもの。	宮崎地方裁判所民事部 ☎ 0985-23-2261 各家庭裁判所 各簡易裁判所
12 裁判所の各種手続き(訴訟、調停、破産再生、審判、競売等)	各種手続きの関係者(原告、被告、申立人、相手方等)	要	市が発行する住所表示変更の証明書等を添付して、住所表示変更の届出書を提出して下さい	宮崎地方裁判所民事部 ☎ 0985-23-2261 各家庭裁判所 各簡易裁判所

※主なものを掲載しています。その他のものについては、所管事務所に直接ご確認ください。

■ 「住所表示の変更証明書」を必要とするとき

合併に伴う「住所表示の変更証明書」(無料)を必要とする方は、平成22年3月23日から下記の窓口で発行します。なお、官公署関係以外(例えば生命保険など)でも証明が必要になる場合もありますので、加入中の保険会社などにお問い合わせください。

- 【受付窓口】
 - 本 庁 市民部市民課 ☎ 23-1112
 - 須木庁舎 住民生活課 ☎ 48-3132
 - 野尻庁舎 住民生活課 ☎ 44-1100

《見本》

住所表示変更証明書	
合併に伴い、平成22年3月23日から、下記のように変更したことを証明します。	
○市町村の廃置分合(地方自治法第7条第1項関係)	
変更前	変更後
宮崎県西諸県郡野尻町	宮崎県小林市野尻町
※大字より後の住所及び地番の変更はありません。	
平成 年 月 日	
小林市長 ○○○○	

■広報・広聴

■広報紙

広報紙は、原則として毎月1日と15日に発行します。ただし、4月は1回発行です。各世帯には、自治組織（区・組）を通じて配布し、市内の公共施設や大型店舗などにも置きます。

■パブリック・コメント

市の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容などを公表し、市民等から意見、情報及び専門的な知識を求め、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続きです。広報紙、ホームページにその都度掲載しますので、ご意見を提出してください。

■市政への提言

本庁、須木庁舎及び野尻庁舎に市政への提言箱を設置していますので、ご意見・ご提言などをお寄せください。

広報・広聴

■ホームページ

小林市ホームページでは、暮らしに役立つ情報イベント案内や市の業務についての情報を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

また、パソコンをお持ちでない方もインターネット接続可能な携帯電話を利用して、小林市ホームページの掲載情報の一部を検索できます。ぜひ、ご利用ください。

小林市ホームページアドレス

<http://www.city.kobayashi.lg.jp>

小林市携帯版ホームページアドレス

<http://www.city.kobayashi.lg.jp/i/>

QRコード読み取り可能な携帯電話をお持ちの方へ

QRコードが読み取り可能な携帯電話をご利用の方は、こちらのQRコードを読み取ることで携帯用ホームページにアクセスできます。



QRコード

【お問い合わせ先】

本庁総務部総務課 ☎23-0220

■届出

(1) 戸籍に関する届出

戸籍は、人の出生や死亡、親子や夫婦などの身分関係を登録し証明する制度です。

戸籍に関する主な届出は以下のとおりです。

届出の種類	届出の期間	届出地	届け出る人	届出に必要なもの	届出先 お問い合わせ先
[出生届] 子どもが生まれたとき	生まれた日を含めて14日以内	父母の本籍地、子どもの出生地、届出人の住所地・一時滞在地	父又は母	<ul style="list-style-type: none"> ●出生証明書 (病院でもらえます) ●母子健康手帳 ●国民健康保険証 (小林市の国民健康保険に加入する場合) ●印鑑 	
[死亡届] 死亡したとき	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡地・住所地・一時滞在地・本籍地	同居の親族、その他の同居者 (同居していない親族も可)	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡診断書 (病院でもらえます) ●印鑑 	
[婚姻届] 結婚するとき	届出があった日から効力を発します	夫又は妻の住所地・一時滞在地又は本籍地	夫及び妻となる人	小林市に本籍を置いていない方は戸籍謄本が1通必要です。 (未成年の方は親の同意が必要です。市役所窓口に同意書を置いています)	本庁市民部市民課 ☎23-1112 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
[離婚届] 離婚するとき	届出があった日から効力を発します	住所地・一時滞在地又は本籍地	夫及び妻	小林市に本籍を置いていない方は戸籍謄本が1通必要です。	
[転籍届] 本籍を変えるとき必要なときに届出をしてください	届出があった日から効力を発します	現在の本籍地、住所地、一時滞在地、新しい本籍地のいずれかの市区町村役場	戸籍の筆頭者及びその配偶者の双方(筆頭者が死亡している場合は、生存配偶者からの届出もできます)	小林市から他の市区町村に転籍する場合、又は他の市区町村から小林市に転籍する場合は戸籍謄本が1通必要です。	

★上記の他に、入籍届、養子縁組届、認知届、不受理申出届などがあります。

★届出の際、受付窓口にて本人確認をさせていただきます。(婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁届に限ります)官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証・パスポート等)をご持参ください。

(2) 住民登録に関する届出

転入・転居など住所が変わったときや世帯に変更があったときは、本庁市民部市民課、須木庁舎住民生活課、または野尻庁舎住民生活課へ、決められた日までに届出をしてください。

届出の種類	届出の期間	届け出る人	届出に必要なもの	届出先 お問い合わせ先
[転入届] 市内に引っ越してきたとき	小林市外から小林市内へ住所を移された日から14日以内	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	●転出証明書（前住所地で発行してもらってください） ※転出証明書を紛失した場合は、前住所地で再交付してもらってください。 ●届出人の印鑑 ●代理人が届け出る場合は代理人の印鑑・転入する本人の委任状	
[転出届] 市外へ引っ越すとき	新しい住所地に移る前に、小林市で転出手続を行ってください。転出する1ヶ月前から届け出ることができます。	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	●転出する本人の印鑑 ●代理人が届け出る場合は代理人の印鑑・転出する本人の委任状 ※転出の際、印鑑登録証、住基カード、国民健康保険証、介護保険被保険者証などを返却してください。	本庁市民部市民課 ☎23-1112 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
[転居届] 市内で住所が変わったとき	住所を移した日から14日以内	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	●転居する本人の印鑑 ●代理人が届け出る場合は代理人の印鑑・転居する本人の委任状 ※届出の際、住基カード、国民年金手帳、障害者手帳、国民健康保険証、介護保険被保険者証等をお持ちください。	
[世帯変更届] 世帯主変更 世帯分離・合併のとき	変更した日から14日以内	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	●本人又は世帯主の印鑑 ●代理人が届け出る場合は代理人の印鑑・変更する本人の委任状 ●国民健康保険証	

※届出の際、受付窓口にて届出人の本人確認をさせていただきます。官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証・パスポート等)もしくは健康保険証などをご持参ください。

(3) 外国人登録に関する届出

小林市内に居住する外国籍の方は、外交官や一時旅行の方などを除いて、小林市役所に登録しなければなりません。
また、登録内容に変更が生じた場合は、決められた期間に届出をしなければなりません。

こんなとき	申請期限	申請できる人	申請に必要なもの	届出先 お問い合わせ先
日本に入国したとき	日本に上陸した日から90日以内	本人	<ul style="list-style-type: none"> ●パスポート ●写真（縦45mm×横35mm）2枚 ※16歳未満の方は写真不要です。 ●外国人登録申請書(用紙は窓口にあります。) 	
居住地を移転したとき	新居住地に移転した日から14日以内	本人 同居の親族なら代理申請できます。	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人登録証明書 ●変更登録申請書(用紙は窓口にあります。) 	本庁市民部市民課 ☎23-1112
出生したとき	出生の日から60日以内	両親のどちらか	<ul style="list-style-type: none"> ●出生届受理証明書 ●外国人登録申請書(用紙は窓口にあります。) 	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
その他の登録事項に変更が生じたとき	変更が生じた日から14日以内	本人 同居の親族なら代理申請できます。	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人登録証明書 ●変更申請書(用紙は窓口にあります。) ●変更を生じたことを証する文書 	

※変更登録申請以外の各種申請は、本人申請が原則です。ただし、16歳未満の方、疾病その他の障害により来られない方は同居（同一世帯）の親族の方が申請してください。（診断書を持参してください。）

(4) 印鑑登録に関する届出

印鑑証明は、金銭の借入や不動産登記など、社会生活上で重要な手続きに用いられる印鑑を公に証明するものです。印鑑登録の手続きを済ました方に印鑑登録証を交付します。

登録できる人	届出に必要なもの	注意していただくこと	届出先 お問い合わせ先
満15歳以上的小林市に住民登録がある（又は外国人登録をされている）方 ※成年後見人は登録できません。 ※代理の方でも登録できますが、その場合、代理の方の印鑑と代理人選任届（用紙は窓口にあります）を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録する印鑑 ●代理の場合は代理人選任届 ●運転免許証など官公署の発行した顔写真付きの身分証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録できる印鑑 登録する印鑑は一人につき、一つの印鑑となっています。同じ印鑑を同一世帯の方同士で共有することはできません。 ※印鑑の中には登録できないものがあります。 	<p>本庁市民部市民課 ☎23-1112</p> <p>須木庁舎住民生活課 ☎48-3132</p> <p>野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100</p>

★代理人による登録手続の場合、印鑑登録証明書がとれるようになるまでに日数がかかります。

証明書の必要があるときは、本人への照会期間を見込んで早めに登録の申請をしてください。

★印鑑登録が完了した人に印鑑登録証をお渡しします。大切に保管してください。

■各種証明の発行

各種証明が必要な方は、本庁市民部市民課、須木庁舎住民生活課、または野尻庁舎住民生活課に交付請求を行ってください。西小林出張所・紙屋出張所でも、一部の証明書については取扱い可能です。

証明書の種類	手数料	請求できる方	必要なもの/注意点	お問い合わせ先
戸籍謄(抄)本	1通450円	原則として本人、配偶者又は直系の親族に限ります。	●窓口に来る人の印鑑 ●請求する人の印鑑 ●本人確認書類	
改製原戸籍謄(抄)本 除籍謄(抄)本	1通750円	戸籍に関する証明は、本籍地でしか請求できません。		
戸籍届書受理証明書	1通350円			
戸籍の附票の写し	1件300円			
身分証明書	1枚300円	本人、代理人	●窓口に来る人の印鑑 ●請求する人の印鑑と委任状 ●本人確認書類	本庁市民部市民課 ☎23-1112 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
住民票の写し	1件300円	本人、代理人などただし第三者が請求される場合は、本籍事項等について省略します。	●窓口に来る人の印鑑 ●請求する人の印鑑もしくは委任状 ●第三者が請求する場合は利害関係のわかる資料の写し ●本人確認書類	
印鑑登録証明書	1枚300円	本人、代理人	●印鑑登録証 ●窓口に来る人の印鑑	
外国人登録原票記載事項証明書	1件300円	本人、本人と同居の親族	●代理人の場合は委任状が必要です。 ●本人確認書類	本庁市民部市民課 ☎23-1112 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100

■住民票や戸籍窓口での本人確認を実施します。

●住民基本台帳法や戸籍法の一部が改正され、窓口での本人確認が義務付けられました。

個人情報に対する国民の意識の高まりや制度の信頼性向上のため、住民基本台帳法および戸籍法の一部が改正されることに伴い、平成20年5月1日から、窓口に来られた方の「本人確認」が必要になりました。窓口をご利用になる皆さまには、ご負担をおかけすることになりますが、制度の主旨をご理解いただき、皆さまの個人情報を守るためにもご協力をよろしくお願いします。

●証明書の請求時に本人確認を行います。

窓口に来られた方について、住民基本台帳カードまたは運転免許証などの本人と分かる書類を提示してもらうことにより確認を行います。代理人については、さらに委任状などにより代理権限の確認も行います。郵送による請求時にも、本人と確認できる書類の写しを同封していただくことにより確認を行います。また、取扱郵便局や証明サービスコーナーでの請求時も窓口と同じ本人確認を行います。

■時間外取扱・火葬

■戸籍届出の時間外の取扱いについて

区分	内容	お問い合わせ先
届出の受付時間	戸籍の届出は、本庁、須木庁舎及び野尻庁舎において年中無休で24時間受け付けます。	本庁市民部市民課 ☎23-1112
届出の受付場所	執務時間以外で届出をされる場合は、守衛室で預かります。	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
気をつけていただくこと	守衛室に届出をされる方は、届出の前によく確認をしてください。念のため、届出をされる前に本庁、須木庁舎及び野尻庁舎の窓口で点検を受けられることをお勧めします。	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
その他	届出に不備が合った場合は、再度お越しいただく場合があります。	

■火葬について

小林市では、西諸広域葬祭センターにおいて、火葬を行うことができます。

ご利用内容	ご利用方法	お問い合わせ・申込先
火葬を行うとき	埋火葬許可証と死亡届出人の印鑑を持参して、火葬場利用許可申請をしてください。	西諸広域行政事務組合 ☎22-5526



■市民の暮らし

■税金

(1) 市税

小林市では、納税者が決められた納期限までに納税される自主納税を推進しています。納められた税は、公共の事業やサービスを提供するための重要な財源になります。納期内納付、自主納税にご協力ください。なお、納付については、須木庁舎・野尻庁舎はもちろんのこと、西小林出張所・紙屋出張所でも可能です。

市税の種類	納税義務者	手続き及び内容	お問い合わせ先
市県民税	毎年1月1日現在で市内に住所があり、前年に一定以上の所得があった人	<ul style="list-style-type: none"> ●前年の所得に応じて課税されます。 ●申告期限は3月15日です。 ●給与収入のみの方、所得税の確定申告をした方は、申告は不要です。 ●普通徴収の納期限は6月・8月・10月・1月の各月末です。ただし、納期限日が休日の場合は翌月はじめの平日が納期限日となります。 	
法人市民税	市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人	<ul style="list-style-type: none"> ●均等割の税率は標準税率、法人税割の税率は制限税率（14.7%）です。 ●合併日をまたぐ事業年度の申告の際には「合併に伴う申告明細書」を提出してください。（事前に申告書と共にお送りします。） 	本庁財務部税務課 ☎23-0115
固定資産税	毎年1月1日現在で市内に土地、家屋又は償却資産を有している人	<ul style="list-style-type: none"> ●納付期限は例年、4月・7月・9月の各月末、12月25日です。ただし、納期限日が休日の場合は翌月はじめの平日（12月は翌日の平日）が納期限日となります。 ●償却資産の申告期限は1月31日です。 ●課税台帳に登録された価格に不服のある場合は、審査の申し出ができます。 	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
都市計画税	毎年1月1日現在で都市計画区内に土地又は家屋を有している人	<ul style="list-style-type: none"> ●償却資産の申告期限は1月31日です。 ●課税台帳に登録された価格に不服のある場合は、審査の申し出ができます。 	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
軽自動車税	毎年4月1日現在で市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、農耕作業用自動車、二輪の小型自動車を所有している人	<ul style="list-style-type: none"> ●税額は総排気量、種類、用途によって決定されます。 ●納付期限は5月末日です。ただし、納期限日が休日の場合は翌月はじめの平日が納期限日となります。 ●障がい者が運転する車、障がい者のために使用する車等は、税が減免できる制度があります。 	

(2) 納税相談

毎月第3日曜日に、本庁1階の財務部税務課と福祉保健部ほけん課で納税相談窓口を開設しています。

市税と国民健康保険税の納税・納付とそれに関する相談などありましたらご利用下さい。

時間は、8時30分から17時15分までです。

【お問い合わせ先】 本庁財務部税務課 ☎23-0115

本庁福祉保健部ほけん課 ☎23-0116

(3) 口座振替制度

★便利な口座振替制度をご利用ください

口座振替制度とは、市税や国民健康保険税、介護保険料を納税（付）するときに、納期ごとに、金融機関に出向くことなく、ご希望の預貯金口座から自動的に振替納税（付）される制度です。

★申し込み方法

市役所の財務部税務課、福祉保健部ほけん課、須木庁舎住民生活課及び野尻庁舎住民生活課又は預貯金口座のある金融機関・郵便局の窓口で通帳とお届出印をご持参のうえ、お申し込みください。

★口座振替取扱い金融機関等

宮崎銀行本店、各支店及び出張所	こばやし農業協同組合各支所
鹿児島銀行本店及び各支店	高鍋信用金庫本店及び各支店
宮崎太陽銀行本店及び各支店	ゆうちょ銀行本店、各支店及び郵便局
九州労働金庫本店及び各支店	

※お申し込みはいつでもできますが、口座振替開始までの手続きに日数がかかりますので、お早めにお申し込みください。

(4) 市税に関する証明・閲覧

市税に関する証明・閲覧事項は、個人や法人の秘密に関わるものであります。そのため、原則として納税義務者、固定資産の所有者など本人の承諾がなければ、証明書の交付や課税台帳の閲覧をすることができません。（訴訟物件、借地借家物件等に関する証明等、取扱いが異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。）

申請者（窓口に来る方）	申請に必要なもの	お問い合わせ先
本人の場合	●申請者（本人）の印鑑、又は運転免許証や健康保険証等、本人の確認ができるもの	
代理人の場合	●本人（証明の必要な人）の印鑑を押印した同意書、又は本人の印鑑 ●申請者（代理人）の印鑑、又は運転免許証や健康保険証等、申請者の確認ができるもの ●本人（納税義務者）が死亡している場合は、相続権のある人の印鑑を押印した同意書又は印鑑と相続関係のわかる戸籍謄（抄）本等	本庁財務部税務課 ☎23-0115 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
法人の証明書の場合	●法人の代表者印、又は法人の代表者印を押印した同意書 ●申請者（代理人）の印鑑	



証明の種類	内 容	手数料	発行/お問い合わせ先
資産証明	所有する土地・家屋の地番、地目又は構造と面積	1件 300円	
所得証明（個人）	前年1年間の所得額（ただし、5月発行分までは前々年1年間の所得額）		発行 本庁市民部市民課 ☎23-1112
所得証明（子ども手当用）	児童手当申請のための前年1年間の所得額と控除額（ただし、5月発行分までは前々年1年間の所得額と控除額）		須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
所得課税証明（個人）	前年1年間の所得額と市県民税額（ただし、5月発行分までは前々年1年間の所得額と市県民税額）	1通 300円	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
所得課税証明（世帯）	前年1年間の世帯員の所得額と市県民税額（ただし、5月発行分までは前々年1年間の世帯員の所得額と市県民税額）		お問い合わせ先 本庁財務部税務課 ☎23-0115
課税証明	年税額（国保税・介護保険料も証明できます。）		須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
納税証明	年税額と納税額（国保税・介護保険料も証明できます。）		野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
軽自動車税納税証明（継続検査用）	軽自動車の車検を受けるための納税証明	無料	
完納証明	年税額と納税額（国保税・介護保険料も証明できます。）	1通 300円	
無資産証明	土地・家屋等の資産を所有しないこと		
評価証明	所有する土地・家屋の地番、地目又は構造と面積及び評価額		本庁財務部税務課 ☎23-0115
固定資産別課税台帳記載事項証明	所有する土地・家屋の地番、地目又は構造と面積及び課税標準額、税額償却資産の税額	1件 300円	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
公課証明	所有する土地・家屋の地番、地目又は構造と面積及び評価額、課税標準額、税額償却資産の評価額、税額		野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
住宅用家屋証明	住宅用家屋の所有権保存登記、移転登記、住宅取得資金貸付等の抵当権の設定登記の登録免許税の軽減のための住宅用家屋証明	1通 1,300円	
課税台帳等の写し	固定資産名寄せ、字図の写し、償却資産種類別明細、市民税申告書の写し等	1通 300円	

※西小林出張所、紙屋出張所でも一部の証明書については取扱い可能です。

■生活環境

(1) 水道

水道の新設、増設、布設替、修理などは、必ず小林市水道課指定給水装置工事事業者に依頼してください。水道工事にあたつてのいろいろな手続きを皆様に代わって行います。

こんなとき	手続きの内容	お問い合わせ・申込先
水道を使い始めるとき	蛇口をひねって、水が出る場合はそのままお使いください。その後、必ず「水道使用開始届」ハガキを郵送ください。 水が出ない場合は、水道課へお電話ください。その際、「水道使用開始届」に記載してある「お客様番号」をお知らせください。 なお、「水道使用開始届」が見当たらない場合は、印鑑を持って水道課窓口で必ず使用開始手続きをしてください。(電話での受付はできません)	本庁水道局水道課 ☎23-0321
水道の使用をやめるとき	できるだけ事前にお電話か窓口にて中止の手続きを行ってください。お知らせいただけないと、使用水量が0m³であっても、基本料金がかかります。	野尻庁舎野尻水道グループ ☎44-1100
水道使用者を変更するとき（名義変更）	売買、相続等による所有権の移転には書類による届出が必要です。 詳しくは水道課へおたずねください。	
水道の新設・布設替を行うとき	新築等の際に水道の新設・改造工事を行うときは、書類による届出が必要です。小林市指定給水装置工事事業者に依頼してください。	本庁水道局水道課 ☎23-0321 野尻庁舎野尻水道グループ ☎44-1100
宅地内の水道管や蛇口が壊れた、蛇口の水が完全に止まらないとき	水道メーターから宅地内の漏水や蛇口などの修理は、小林市指定給水装置工事事業者に依頼してください。	または小林市指定給水装置工事事業者

(2) 公共下水道・農業集落排水施設

排水設備工事は、必ず小林市排水設備指定工事店に依頼して行ってください。

こんなとき	手続きの内容	お問い合わせ・申込先
排水設備を新設・改造・増設するとき	排水設備計画確認申請書が必要です。 小林市排水設備指定工事店を通して手続できます。	本庁水道局水道課 ☎23-0321
排水設備の使用を開始するとき	使用開始等届が必要です。 小林市排水設備指定工事店を通して手続できます。	野尻庁舎野尻水道グループ ☎44-1100
転居・転出により排水設備を休止・廃止するとき	休止・廃止届が必要です。	または小林市排水設備指定工事店

(3) し尿

こんなとき	手続きの内容	お問い合わせ・申込先
くみ取りの申し込みをしたいとき	収集許可業者へ直接、お申し込みください。	(株)小林衛生公社 ☎23-2429
項目	内 容	お問い合わせ
浄化槽の設置	浄化槽の設置に対して補助金を交付する「浄化槽設置費補助」制度があります。	本庁市民部生活環境課 ☎24-8122 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100

(4) ごみ・リサイクル

項目	内 容	お問い合わせ
ごみの収集リサイクル	<p>「ごみ」については、地域の区・組が管理する集積場を中心に収集します。区・組に未加入の方や集積場への搬出が困難な方は、右記のお問い合わせ先までご連絡ください。それぞれの地域ごとの収集日は基本的に変わりません。ただし、ごみ袋については当面現行どおりですが、今後統一する予定です。ごみの分別方法・収集日等の詳細については、市発行のごみ分別虎の巻をご覧ください。</p> <p>また、各種団体の空きびんなどの回収に対して補助金を交付する「資源再生利用促進推進補助」、生ごみ処理機等の購入費に対して補助金を交付する「電動生ごみ処理機・簡易コンポスト・EMボルカシ専用密閉容器設置費補助」、ごみ集積場の施設設置に対して補助金を交付する「ごみ収集場集積施設設置補助」など、補助制度があります。</p>	<p>本庁市民部生活環境課 ☎24-8122</p> <p>須木庁舎住民生活課 ☎48-3132</p> <p>野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100</p>

(5) 都市計画

項目	こんなことについて	お問い合わせ先
都市計画に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画決定・変更に関すること ●都市計画における指定状況の証明に関すること ●都市計画図等の販売に関すること 	本庁土木部建設課 ☎23-0311
民間土地の開発に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法開発行為に関すること 	

(6) 都市公園

申請者（窓口に来る方）	申請に必要なもの	お問い合わせ先
都市公園に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園を利用するとき、問い合わせをするとき ●都市公園を占用するとき 	本庁土木部建設課 ☎23-0311

(7) 建築

項目	こんなことについて	お問い合わせ先
建築に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●建築確認申請に係る進達に関すること ●その他建築に関すること 	本庁財務部管財課 ☎23-0222

(8) 地籍図

交付・閲覧	内 容	手数料	お問い合わせ先
地籍図等の写し・閲覧	地籍図・集成図・一筆座標等、地籍調査結果の閲覧	1枚 300円	<p>本庁財務部税務課 ☎23-0115</p> <p>須木庁舎住民生活課 ☎48-3132</p> <p>野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100</p>

■市民相談・保険

■市民相談

小林市では、日常の生活の中で生じるさまざまな問題を解決するため、市民相談を定期的に行ってています。

相談の種類	相談内容	お問い合わせ先
消費生活相談	職員が一般的な相談や悪質商法などの相談に応じます。	
人権・行政・なやみごと相談	人権擁護委員が、あらゆるなやみごと相談に応じます。	本庁市民部市民課 ☎23-1141

■保険

(1) 国民健康保険

職場の健康保険などと違って、国民健康保険では、加入するとき・脱退するときには、世帯主が責任をもって届出をする必要があります。次のようなときには、必ず14日以内に届出をしてください。

手続き	こんなとき	必要なもの	お問い合わせ・申込先
加入手続き	他の市町村から転入してきたとき	●印鑑・転出証明書	本庁福祉保健部ほけん課 ☎23-0116
	他の健康保険をやめたとき	●印鑑・健保をやめた証明書	
	子どもが生まれたとき	●印鑑・母子健康手帳	
脱退手続き	他の市町村へ転出するとき	●印鑑・保険証	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
	他の健康保険に加入したとき	●印鑑・国保と健保の保険証	
	死亡したとき	●印鑑・保険証	
その他	退職者医療制度に該当したとき	●印鑑・年金証書（裁定通知書）・保険証	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
	保険証を紛失したとき	●印鑑・身分証明書	
	住所、氏名、世帯主など、記載内容が変わったとき	●印鑑・保険証	
	就学のため、子どもが他の市町村に住むとき	●印鑑・保険証・在学証明書	

●国民健康保険税の納入

こんなとき	内 容	ご相談・お問い合わせ先
国民健康保険税の納入	<p>●小林市国民健康保険税は1世帯当たりにかかる平等割、被保険者1人当たりにかかる均等割、前年の所得に応じてかかる所得割、今年度の土地・家屋にかかる資産割の4つによって成り立っています。</p> <p>●普通徴収の納期は4月・6月・7月・8月・10月・11月・12月・2月の8期、納期限日は各月末日（12月は25日）です。ただし納期限日が休日の場合は翌月はじめの平日（12月は翌日の平日）が納期限日となります。特別徴収は、年金支給月に年金から差し引かれます。</p>	<p>本庁福祉保健部ほけん課 ☎23-0116</p> <p>須木庁舎住民生活課 ☎48-3132</p> <p>野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100</p>

(2) 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

平成20年4月1日から始まった医療制度で、それまでの老人保健制度に替わるもので、75歳の誕生日から加入することになります。65歳以上で一定の障がいのある人は、認定を受けて加入となります。一人ひとりに被保険者証が交付され、保険料も被保険者ごとに支払います。

運営主体は、宮崎県内のすべての市町村が加入して設立した宮崎県後期高齢者医療広域連合で、被保険者証の交付や保険料の決定及び医療の給付等を行います。各種届出の受付や被保険者証の引渡し等の窓口事務及び保険料の徴収については、市町村が行います。

後期高齢者医療にかかる費用のうち、被保険者の方が医療機関窓口で支払う自己負担を除いた分を、公費で約5割（国、都道府県、市町村）、後期高齢者支援金で約4割（高齢者以外の方の保険料）を負担し、残りの1割を被保険者の方々に保険料として負担していただきます。ただし、現役並みの所得がある方は3割負担となります。

こんなとき	必要なもの	お問い合わせ・申込先
他の市町村から転入してきたとき	●印鑑・負担区分等証明書	宮崎県後期高齢者医療広域連合 ☎0985-62-0920
他の市町村へ転出するとき	●後期高齢者医療受給者証・印鑑	本庁福祉保健部ほけん課 ☎23-0116
死亡したとき	●後期高齢者医療受給者証・印鑑	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
転居したとき	●後期高齢者医療受給者証・印鑑	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
医療保険が変わったとき	●後期高齢者医療受給者証・新しい保険証・印鑑	
65歳以上で一定の障がいのある方	●印鑑 ●障害者手帳・国民年金証書等の障がいの状態が認定されているもの	
生活保護を受けるようになったとき	●後期高齢者医療受給者証・印鑑	

(3) 介護保険

介護保険は、加入者が保険料を出し合って、介護が必要になったときに認定を受けてサービスを利用するしくみです。

こんなとき	手続き等の内容	お問い合わせ・申込先
介護保険に加入したいとき	特別な手続きはいりません。65歳になると小林市から被保険者証が届きます。大切に保管してください。	
介護保険を利用したいとき	介護サービスを受けたいときは、事前に要介護（要支援）認定申請をする必要があります。	本庁福祉保健部 介護保険課 ☎23-1140
死亡したとき	被保険者証の返還等の手続きをしてください。	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
介護認定を受けていた人が小林市から転出するとき	転出の際、小林市に被保険者証を返還してください。 小林市が発行する「受給資格証明書」を転出先の市町村に提出していただくと、小林市の要介護度が引き継がれます。	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
他の市町村から転入して介護保険を利用したいとき	転入の手続きをする際、要介護（要支援）認定申請の手続きが必要です。前市区町村で要介護（要支援）認定を受けていた方は前市区町村が発行した「受給資格証明書」を提出していただくと前市区町村の要介護度を引き継ぐことが出来ます。	
小林市内の介護保険施設へ入所するため転入するとき	小林市内の介護保険施設へ住所を移した場合、「住所地特例」に該当し、前市区町村が保険者となります。転入の手続きの際に申し出ください。	

●介護保険料の納入

こんなとき	内 容	お問い合わせ先
介護保険料の納入	<p>●65歳以上の方は、年金からの天引き（特別徴収）又は市役所及び須木庁舎及び野尻庁舎、各金融機関の窓口納付（普通徴収）の方法により、介護保険料を納付していただきます。</p> <p>●普通徴収の納期は、納期は4月・6月・7月・8月・10月・11月・12月・2月の8期、納期限日は各月末日（12月は25日）です。ただし納期限日が休日の場合は翌月はじめの平日（12月は翌日の平日）が納期限日となります。</p>	<p>本庁福祉保健部 介護保険課 ☎23-1140</p> <p>須木庁舎住民生活課 ☎48-3132</p> <p>野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100</p>

●介護保険が適用される各種サービス

サービスの種類	内 容	お問い合わせ先
訪問介護	ホームヘルパーによる介護や身の回りの世話	
訪問看護	看護師等による療養上の世話や診療の補助	
訪問入浴介護	訪問入浴車などで訪問しての入浴介護	
訪問リハビリテーション	医師の判断にもとづき理学療法士・作業療法士等が家庭を訪問してのリハビリテーション	
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等による療養上の指導	
通所リハビリテーション	老人保健施設などに通ってのリハビリ・入浴・食事	
通所介護	デイサービスセンターなどに通っての入浴・食事等	
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへの短期間の入所による介護や機能訓練（ショートステイ）	本庁福祉保健部 介護保険課 ☎23-1140
短期入所療養介護	老人保健施設などへの短期間の入所による介護や機能訓練（ショートステイ）	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
福祉用具貸与	車椅子やベッドなどの貸し出し	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
居宅介護支援	ケアマネジャーによるケアプラン（介護サービス計画）の作成	
福祉用具購入	腰掛便座などの購入（支給限度額：年間10万円）	
住宅改修	手すりの取り付けなどの住宅の改修（支給限度額：20万円）	
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどの入所者への介護や日常生活の世話	
認知症対応型共同生活介護	グループホームにおいての介護や日常生活の世話	

※要介護度やご本人の状態等により利用できないサービスがあります。

また、上記のほかにも介護保険が適用される特別養護老人ホーム等の施設サービスもあります。

■福祉・保健・医療

(1) 児童福祉・母子保健サービス

乳幼児と母親が安心して生活できる環境を整えるために、さまざまなサービスを提供しています。

こんなとき	サービスと内容		ご相談・お問い合わせ先
妊娠したら	母子健康手帳	母子健康手帳は、妊娠中の記録や生まれた赤ちゃんが中学生になるまでの健康記録です。健康診査、育児相談、予防接種のときに必要です。	小林市保健センター (旧九州電力(株)小林営業所) ☎23-0323
	妊婦健康相談	妊娠中の妊婦の健康相談、母子健康手帳の使い方、妊娠初期の日常の過ごし方の注意点のほか、各種サービスの紹介を行います。 毎週月曜日（祝日・年末年始除く） 9時～11時45分 会場：小林市保健センター	
子どもが産まれたら	キッズフロア	未就学児とその保護者を対象に、子育てについての情報交換、相談、身体計測などを実施しています。	
	健康診査	乳児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、4・5歳児健診を行って乳幼児の健やかな成長を支援します。 健診会場は小林市保健センターです。 また、1歳未満の子どもには、乳児一般健康診査を2回分補助します。（母子健康手帳発行時に配布）	
	予防接種	乳幼児に次の予防接種を行っています。 集団接種：ポリオ（小児麻痺） 個別接種（医療機関）：麻疹・風疹・混合ワクチン（MRワクチン）/BCG/三種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳）/日本脳炎 実施医療機関については、出生時のお知らせ、各種健診時にお知らせします。	
	歯つび～教室	乳幼児とその保護者を対象に、歯科医師による赤ちゃんからの虫歯予防の講話を行っています。 受付 13時00分～13時30分 教室 13時30分～14時20分 会場：小林市保健センター	
	フッ素塗布	11月（須木）、2月（野尻）に乳幼児へのフッ素の塗布を実施します。	
育児に迷ったり、悩んだりしたら	各種相談と子育て情報	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭訪問 赤ちゃんのいる家庭を保健師が訪問し、育児や健康等について相談をお受けします。 ●電話相談 随時。保健師や栄養士による相談を実施しています。 ●家庭児童相談 家庭相談員が、家庭や児童福祉に関する相談のうち、性格・生活習慣・学校生活・非行・家庭関係などの相談に応じます。 	小林市保健センター (旧九州電力(株)小林営業所) ☎23-0323 家庭児童相談室 ☎23-4319
	小児救急医療電話相談	小児の救急に際して、保護者の不安や悩み、症状への対応方法等について電話での相談をお受けします。 <ul style="list-style-type: none"> ●相談日時 土・日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）午後7時～午後11時 	宮崎県・宮崎県医師会 ☎0985-35-8855

こんなとき	サービスと内容		ご相談・お問い合わせ先
育児に迷ったり、悩んだりしたら	保育所入所	保護者がお子さんの保育が困難になった場合、保育所（園）に入所（園）できます。 各保育所（園）の所在地は53・54ページの公共施設一覧をご覧下さい。	本庁子育て支援局 子育て支援課 ☎23-0111 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、育児の不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、子育て家庭に対する育児支援を行います。	本庁子育て支援局 子育て支援課 ☎23-0111 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
	児童センター	地域の子どもたちに健全な遊びの場を提供して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設です。	中央児童センター ☎23-7916 西小林児童センター ☎27-2470
保育を通じた交流に参加したいとき	子育てサークル	●地域活動クラブ 市内には現在8つの「地域活動クラブ」があり、児童センターとの連携の下、児童の事故防止のための奉仕活動や家庭教育に関する研修活動、親子の交流活動、読書活動など様々な活動を行っています。	本庁子育て支援局 子育て支援課 ☎23-0111 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
	放課後児童クラブ	平日の放課後及び土曜日、学校の夏休み期間中など、就労等により保護者のいない家庭の小学校低学年児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。	



●各種福祉手当

福祉手当	内 容	ご相談・お問い合わせ先
子ども手当	平成22年度から15歳以下（15歳到達以後の最初の3月31日まで）の子どもの保護者に、毎月2万6千円を支給する予定です。ただし、初年度のみは月1万3千円の支給となります。 ※所得制限はありません。	
児童扶養手当	主に母子家庭になられた場合に支給される手当です。離婚届などの手続きを済ませられたらご相談ください。 ※所得制限があります。	本庁子育て支援局 子育て支援課 ☎23-0111
乳幼児医療費助成制度	子どもが小学校入学になる前月の月末までの保険診療分の医療費を一部助成する制度です。（薬局については全額助成します。） ※申請が必要です。	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
ひとり親家庭等医療費助成制度	20歳未満の者を扶養しているひとり親家庭の親及びその者に扶養されている児童、又は父母のない児童に対し、保険診療医療費の一部を助成する制度です。 ※所得制限があり、申請が必要です。	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
寡婦医療費助成制度	60歳以上70歳未満のひとり暮らしの寡婦に対し、入院した際の保険診療医療費の一部を助成する制度です。 ※所得制限があり、申請が必要です。	
特別児童扶養手当	20歳未満の障がいがある児童を養育している父母または養育者に支給されます。 ※所得制限があり、申請が必要です。	
特別障害者手当	重度の障がいがあり、常時特別の介護を必要とする障がい者に支給されます。 ※所得制限があり、申請が必要です。	本庁福祉保健部福祉課 ☎23-0111
障害児福祉手当	重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする児童に支給されます。 ※所得制限があり、申請が必要です。	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
重度障がい者（児）医療費助成制度	療育手帳又は身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている方に対し、保険診療医療費の一部を助成する制度です。 ※所得制限があり、申請が必要です。	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100



(2) 高齢者福祉サービス

介護保険の対象となる高齢者を含めて何らかの支援が必要な場合に、サービスを提供しています。

●在宅福祉サービス

こんなとき	サービスと内容	ご相談・お問い合わせ先
在宅介護支援センター	老人福祉に関する情報提供を行い、高齢者の保健・医療・福祉に関する総合相談窓口です。	小林第一在宅介護支援センター（ひなもり園） ☎22-8866 小林第二在宅介護支援センター（望峰の里） ☎27-2552 小林第三在宅介護支援センター（陽光の里） ☎23-5667 須木地域型在宅介護支援センター（美穂の里） ☎48-3696
緊急通報システムの貸与	ひとり暮らし高齢者等に、緊急ボタンを押すと受信センターに通報が行き、あらかじめお願いしている協力員に連絡される装置を貸付けます。	
介護用品の支給	要介護4・5の寝たきり等の高齢者を在宅で介護している家族の方に1月6,250円分の介護用品を支給します。（所得制限があり、申請が必要です。）	
配食サービス	ひとり暮らし高齢者等や障がい者等の調理が困難な方に昼食又は夕食の配達を行います。	本庁福祉保健部福祉課 ☎23-0111
在宅介護手当支給事業	要介護3以上の高齢者を在宅で3か月以上介護している家族の方に対して介護手当を支給します。（所得制限があり、申請が必要です。）	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
寝具乾燥消毒サービス	要支援及び要介護区分の認定を受けているひとり暮らし高齢者や身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方の寝具（掛布団・敷毛布・毛布）をクリーニングします。	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
福祉タクシー料金の助成	75歳以上のひとり暮らし高齢者等や重度障がいの方等がタクシーで外出する際に利用料金の一部を助成します。※所得制限等の条件があります。	
ヘルパーの派遣	65歳以上の要支援及び要介護区分の認定を受けていない方で、家事を行うことが困難な一人暮らし高齢者の方に家事等の援助を行います。	



(3) 障がい者福祉サービス

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方やご家族を支援しています。

●在宅サービス

こんなとき	サービスと内容	ご相談・お問い合わせ先
ヘルパーの派遣	居宅における介護、家事等生活全般にわたる援助及び社会参加のための移動支援を行います。	
緊急通報システムの貸与	重度の障がいの方に、緊急ボタンを押すとあらかじめお願いしている3人の協力員に連絡される装置を設置します。	本庁福祉保健部福祉課 ☎23-0111
ショートステイ	介護する方が病気や冠婚葬祭、私的な理由により介護できなくなったとき、一時的に施設で介護します。	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
デイサービス	障がい者（児）それぞれに応じた日中活動におけるサービスを提供します。	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
その他のサービス	交通機関の割引／各種自動車税の減免・助成／各種医療費の公費負担・医療費助成／保育／療育／税金・公共料金の減免／補装具費の支給・日常生活用具の給付等の福祉サービスがあります。	

(4) 生活保護

生活に困った方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、積極的に自立の支援を行うことを目的としています。

資産の活用、親族の援助、他の法律等による給付、稼働能力の活用など最大限の努力をしてもなお生活に困る場合はご相談ください。

現在の生活状況などを聞きし、保護の要否を判断します。

【お問い合わせ先】本庁福祉保健部福祉課 ☎23-0111 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100

(5) 保健事業

健康増進を目的とした各種保健事業を実施しています。

※日程に関しては変更することがあります。詳しくは、ほけん課までお問い合わせください。

事業名	内容	お問い合わせ・申込先
各種健康教室	健康づくりに関する教室を随時実施。お知らせにて参加者を募集します。	
まちかど健康相談室	毎週木曜日に看護師が市内各所に出向いて、血圧測定や保健指導を行います。対象は小林市民の方（年齢は問いません。）	
いっしょに語ろう健康相談	おおむね月1回実施。血圧・体脂肪率測定、保健師等との面談を行います。日程は簡単ほけん・けんしんガイドに掲載します。事前に電話予約してください。お気軽にどうぞ。	小林市保健センター (旧九州電力(株)小林営業所) ☎23-0323
こころとからだの健康相談	こころとからだに関する健康相談を実施しています。希望される方は、事前にお電話ください。	
訪問指導	40歳から64歳までの方を対象に、健診後の保健指導などを実施します。希望される方はお電話ください。	

(6) 各種健（検）診

小林市では、下記のとおり健（検）診を実施しています。市の発行する簡単ほけん・けんしんガイドに各種情報を記載しています。

*自己負担額や日程等につきましては、変更する場合がありますので詳しくは直接ほけん課へお問い合わせください。

健（検）診名	対象者	個人負担	受診方法	お問い合わせ先
特定健康診査	小林市国民健康保険加入者または生活保護世帯の方で年度内に40歳から75歳になる方	1,000円 (生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料。)	●個別健診 委託医療機関へ予約して受診。 ●集団健診 完全予約制	
節目健康診査	小林市国民健康保険加入者または生活保護世帯の方で年度内に30歳・35歳になる方	1,000円	●個別健診 委託医療機関へ予約して受診。 ●集団健診 完全予約制	
人間ドック	小林市国民健康保険加入者で35歳から74歳までの方	一般 5,709円 一般十大腸カメラ 13,753円	●個別検診 委託医療機関へ予約して受診。 (事前の申込みが必要です。)	本庁福祉保健部ほけん課 ☎23-0116 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
脳ドック	小林市国民健康保険加入者で35歳から74歳までの方	7,548円	●個別検診 委託医療機関へ予約して受診。 (事前の申込みが必要です。)	
長寿健診	後期高齢者医療の被保険者の方	無料	●個別健診 委託医療機関へ予約して受診。 ●集団健診 完全予約制	
肝炎ウイルス検査	・年度内に40歳を迎える方。 ・40歳以上の市民でこれまでに受診の機会を逃した方。	単独検査：1,700円 国保特定健診と同時実施：1,000円 (生活保護世帯の方は無料。受付にて証明書を提出してください。)	委託医療機関へ予約して受診。	
大腸がん検診	40歳以上の市民	1,000円 (生活保護世帯の方は無料。受付にて証明書を提出してください。)	委託医療機関へ予約して受診。	小林市保健センター (旧九州電力㈱小林営業所) ☎23-0323
胃がん検診	40歳以上の市民	1,000円 (生活保護世帯の方は無料。受付にて証明書を提出してください。)	市内各所で実施。	

健(検) 診名	対象者	個人負担	受診方法	お問い合わせ先
子宮がん検診	20歳以上の女性 (隔年検診で実施。年度内に偶数歳になる方。)	個別検診 頸部2,200円 体部3,800円 集団検診(頸部のみ) 1,000円 (生活保護世帯の方は無料。受付にて証明書を提出してください。)	個別検診:委託医療機関へ予約して受診。 集団検診:市内各所で実施。	
乳がん検診	40歳以上の女性 (隔年検診で実施。年度内に偶数歳になる方。)	個別検診 視触診+超音波 2,000円 マンモグラフィ+ 超音波 2,500円 (生活保護世帯の方は無料。受付にて証明書を提出してください。) 集団検診 マンモグラフィ+ 超音波 2,500円 (生活保護世帯の方は無料。受付にて証明書を提出してください。)	個別検診:委託医療機関へ予約して受診。 集団検診:(受け入れ人数に限りがありますので、申込み期日を簡単ほけん・けんしんガイドやお知らせ等で確認し、担当課へ予約電話をしてください。)	小林市保健センター (旧九州電力(株)小林営業所) ☎23-0323
肺がん検診	40歳以上の市民	ヘリカルCT 3,000円 (生活保護世帯の方は無料。受付にて証明書を提出してください。)	(受け入れ人数に限りがありますので、申込み期日を簡単ほけん・けんしんガイドやお知らせ等で確認し、担当課へ予約電話をしてください。)	



(7) 医療

市民の健康保持に必要な医療を提供するため、市立病院を中心に医療機能の充実を図るとともに、地域医療体制の整備・充実に努めます。

●小林市立病院 ☎23-4711

概要（平成22年2月1日現在）

管理者	開設者 小林市長 事業管理者（病院長） 野本 浩一 副病院長 坪内 斎志 診療部長 徳田 浩喜 事務部長 蘭田 俊郎 看護部長 末永 恵子
病床数	147床（一般病床143床、感染症病床4床）
標榜診療科	内科、循環器内科、消化器外科、腫瘍外科、小児科、泌尿器科、整形外科、産婦人科（休止中）、放射線科、麻酔科

利用のご案内

診療受付時間	午前8時00分から午前11時30分まで (ただし、急患の方は24時間受け付けております。) (正面玄関は、朝7時30分開錠、午後5時施錠します。)
休診日	土曜日、日曜日、祝日、年末、年始 毎週火曜日 消化器外科・腫瘍外科（手術のため） 毎週水曜日 整形外科（手術のため） 毎週木曜日 泌尿器科（手術のため）
救急（時間外）受診	お子さんの症状で判断に迷ったら、まずは活用しましょう。 ●小児救急医療電話相談 土曜日、日曜日、祝日、年末、年始 午後7時から午後11時まで プッシュ回線 #8000 携帯・ダイヤル回線 0985-35-8855
面会時間	午後2時から午後8時まで

主な医療機器

MR I (1.5テスラ) CT (64列マルチスライス) 乳房X線撮影装置（マンモグラフィ）
デジタルX線TV装置 一般X線撮影装置 超音波診断装置 ファイバースコープ
長時間心電図分析装置 人工呼吸器 心臓細動除去装置 脳波計 生化学自動分析装置
血液凝固測定装置 血球計数測定装置 高圧酸素 人工透析装置

特色

- ・救急告示病院（昭和28年4月指定）昭和63年4月第二次救急医療機関
- ・災害拠点指定病院（平成9年3月指定）地域災害医療センター
- ・感染症指定病院（平成11年4月指定）第2種感染症医療機関



●小林市立須木診療所 ☎48-2025

概要（平成22年2月1日現在）

管理者	開設者 小林市長 事業管理者（指定管理者） 医療法人相愛会 所長 中村 哲也
標榜診療科	内科、外科、消化器

利用のご案内

診療受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで ※内山へき地診療所の開所時は不在です。（毎月2回水曜日午後）
休診日	土曜日、日曜日、祝日、年末、年始

主な医療機器

X線撮影装置 超音波診断装置 心電図分析装置 血球計数測定装置 低周波治療器

特色

- ・針灸（月・金：午前9時～午前12時、午後1時～午後3時）
- ・通所リハビリ（デイケア）

●小林市立内山へき地診療所 ☎48-2025

概要（平成22年2月1日現在）

管理者	開設者 小林市長 事業管理者（指定管理者） 医療法人相愛会 所長 中村 哲也
標榜診療科	内科、外科、消化器科

利用のご案内

診療受付時間	午後1時00分から午後3時まで 毎月2回 水曜日 ※詳細はお尋ねください。
--------	--

●小林市立須木歯科診療所 ☎48-2551

概要（平成22年2月1日現在）

管理者	開設者 小林市長 事業管理者（指定管理者） 押川会 所長 押川 昌一郎
標榜診療科	歯科、矯正歯科

利用のご案内

診療受付時間	午前の部：午前9時00分から午前12時00分まで 午後の部：午後2時30分から午後6時00分まで ※急患の方以外は、電話ご予約をお願いしております。 ※午後の部の受付は、午後5時頃までにお願いしております。
休診日	水曜日・土曜日の午後の部、日曜日、祝日、お盆、年末、年始

主な医療機器

歯科総合診療装置（治療椅子）3台、歯科用X線装置2台、ほか周辺補助機器

■区組制度・防災・議会

■区・組制度

●区・組に加入しましょう。

区・組は、同じ地域に住む人たちが互いに連携し支え合いながら親睦や交流を深め、より良い地域づくりのために自主的に活動している任意組織です。区・組は任意団体ですが、区・組に加入していれば、地域内の情報や行政からの情報も容易に受け取ることができます。

区・組では、防災、防犯、福祉、子どもの育成などの「地域力」を高めるため、地域の皆さんに区・組への加入を呼び掛けています。住みやすい豊かな地域をつくるため、あなたも区・組に入りましょう。

【お問い合わせ先】 本庁市民都市民課	☎23-1112
須木庁舎地域振興課	☎48-3130
野尻庁舎地域振興課	☎44-1100

■防災対策

近年、異常気象による集中豪雨や台風、地震による自然災害が多発し、甚大な被害が発生しています。万一のときに備えて、日頃から防災意識を持ち、十分に準備しておきましょう。また、地域ごとの自主防災組織活動にも取り組みましょう。

こんなとき	情報の入手方法	お問い合わせ先
防災知識や避難場所を知りたいとき	●小林市ホームページの「消防・防災」にアクセスしてください。 <防災対策>や最寄りの<防災マップ>を検索できます。 http://www.city.kobayashi.lg.jp	本庁総務部総務課 ☎23-0220

●災害に備えて日頃から準備をしておきましょう。

- ★テレビやラジオの気象情報に注意してください
- ★停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオの用意
- ★非常持ち出し品を準備しましょう
- ★3日間程度の飲料水や食料の確保
- ★お年寄り等への心配りを忘れずに
- ★避難場所、経路を再確認しましょう
- ★危険を感じたらすぐ避難しましょう



■議会

こんなとき	手続き	お問い合わせ先
議会を傍聴したいとき	原則として本会議は誰でも傍聴できます。傍聴席は議会棟3階で、38席あります。当日、3階の受付で傍聴者名簿に住所・氏名等を記入してください。	
請願・陳情を出したいとき	市政について要望があるときは、議会に対し請願・陳情することができます。 (提出方法、書式例については市ホームページで確認又は右記までお問い合わせください。 http://www.city.kobayashi.lg.jp)	議会事務局 ☎23-2475
会議録を閲覧したいとき	市ホームページで会議録の閲覧・検索を行うことができます。また、会議録（冊子）は小林市立図書館などで閲覧できます。	

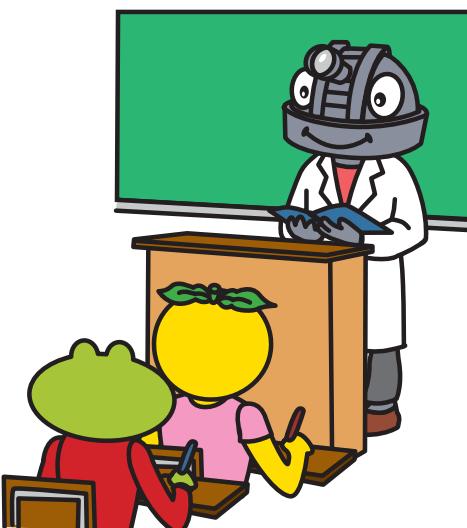
■教育・文化・スポーツ

■教 育

(1) 幼稚園・小学校・中学校

小林市では、子どもたちが心身共に健やかに育つよう、さまざまな就学支援を行っています。

こんなとき	手続き	お問い合わせ先
幼稚園へ入園するとき	入園手続きについては、各幼稚園にお問い合わせください。	53ページの公共施設一覧をご覧下さい
小学校・中学校へ入学するとき	小林市立の小・中学校へ入学となる年齢のお子さんへは、入学される年の1月下旬に、保護者あてに入学通知書を郵送します。入学通知書に指定してある学校へ入学してください。外国籍の方は、教育委員会への届出が必要となります。	
市内の学校に転校するとき	本庁市民部市民課もしくは須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課で、住民票の転居手続きを済ませて下さい。 現在通っている学校で、「在学証明書」「教科書給与明細書」をもらってください。	本庁教育部学校教育課 ☎23-0424
市外の学校に転校するとき	本庁市民部市民課、もしくは須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課で、住民票の転出手続きを済ませます。 本庁市民課、もしくは須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課で転校通知書を作成してもらい、転校前の学校で在学証明書・教科書給与明細書を作成し、転校先の学校で手続きを済ませます。	教育部須木分室 ☎48-2266
就学支援してほしいとき	経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒に対し、小林市教育委員会では学用品費、医療費、学校給食費など、就学に必要な経費の援助を行っています。 この援助を希望する方は、在籍学校又は小林市教育委員会に相談し、申請してください。	教育部野尻分室 ☎44-1100
奨学金を利用したいとき	小林市民で高校、専門学校、大学、短大その他国公立の学校に進学した方は「小林市奨学金」を利用することができます。	
就学・相談	小林市教育委員会では、子どもたちや親の相談を受けています。	



■生涯学習・スポーツ

(1) 生涯学習

〔図書館の利用〕

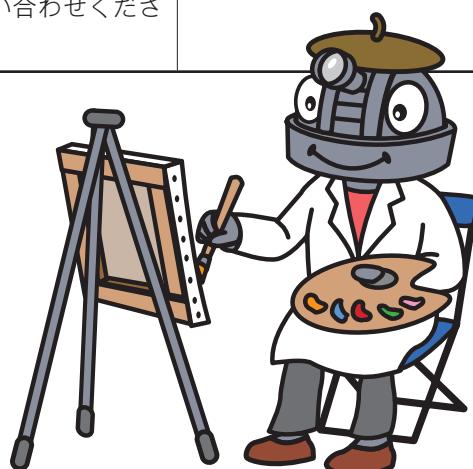
区分	内 容	お問い合わせ先
貸出利用できる方	市内在住・在勤・在学の方及び近隣の市町に在住の方です。	
図書を借りるとき	利用者カードが必要です。利用者カードをお持ちでない方は在住・在勤・在学を確認できるものを添えて窓口に貸出登録票を提出してください。	小林市立図書館 ☎22-7913
開館時間	小林：午前9時～午後7時、日曜・祝日は午後5時まで 須木：午前9時～午後5時15分まで 野尻：午前8時30分～午後5時まで	小林市立図書館須木分館 (小林市須木総合ふるさとセンター内) ☎48-2954
休館日	小林：月曜日、年末年始、館内整理日（毎月1日） 須木：月曜日、祝日、年末年始 野尻：年末年始（12/29～1/3） ※特別整理期間等くわしくは各図書館等にお問い合わせ下さい。	小林市立図書館野尻分館 (野尻庁舎内) ☎44-1100
HPアドレス	http://www.city.kobayashi.lg.jp	

●インターネットで蔵書の検索ができます。

〔各種施設の利用〕

名称	項目	内 容	お問い合わせ先・申込先
小林中央公民館	休館日 開館時間	休館日は、毎月第3日曜、12月28日～翌年1月4日です。 開館時間は午前9時～午後10時までです。	小林中央公民館 ☎22-3482
	施設使用料	有料です。使用目的、使用時間、冷暖房使用の有無によって料金が異なります。	
野尻地区公民館 紙屋地区公民館	休館日 開館時間	休館日は、毎月第3日曜、12月28日～翌年1月4日です。 開館時間は午前9時～午後10時までです。	教育部野尻分室 ☎44-1100
	施設使用料	有料です。使用目的、使用時間、冷暖房使用の有無によって料金が異なります。	
各地区公民館	休館日 開館時間	各自治公民館へ直接お申し込みください。ただし、館長名が不明な場合は小林市役所社会教育課へお問い合わせください。	各地区公民館長 本庁教育部社会教育課 ☎22-7912
	施設使用料		
小林市文化会館	休館日 開館時間	休館日は、毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、12月28日～翌年1月4日です。その他、必要に応じて休館する場合もあります。 開館時間は午前9時～午後10時までです。	小林市文化会館 ☎23-7400
	施設使用料	有料です。料金については右記へお問い合わせください。	
小林市須木総合 ふるさとセンター	休館日 開館時間	休館日は、毎週土曜日、日曜日、祝日、12月28日～翌年1月4日です。 開館時間は午前9時～午後10時までです。	教育部須木分室 ☎48-2266
	施設使用料	有料です。料金については右記へお問い合わせください。	
小林市勤労青少年 ホーム	休館日 開館時間	休館日は、第3日曜、12月28日～翌年1月4日です。 開館時間は、午前9時～午後10時です。	小林市勤労青少年ホーム ☎23-9653
	施設使用料	有料です。使用目的、使用時間、冷暖房使用の有無によって異なります。	

名称	項目	内 容	お問い合わせ先・申込先
森永貞一郎記念館	休館日 開館時間	休館日は、毎週月曜日、12月28日～翌年1月4日です。 開館時間は、資料室が午前9時～午後11時、研修室が午前9時～午後10時までです。	森永貞一郎記念館 ☎23-1858
	施設使用料	有料です。使用時間、研修室のみ1時間を単位として計算します。	
教育集会所	休館日 開館時間	休館日は、毎月第3日曜、12月28日～翌年1月4日です。 開館時間は午前9時～午後5時までです。	上町教育集会所 ☎22-3779 永田町教育集会所 ☎23-5586
	施設使用料	有料です。	
小林駅前東集会所	休館日 開館時間	休館日は、12月29日～翌年1月4日です。 開館時間は午前8時30分～午後10時までです。	本庁土木部建設課 ☎23-0311
	施設使用料	有料です。料金については右記へお問い合わせください。	
みどり会館	休館日 開館時間	休館日は、12月28日～翌年1月4日です。 開館時間は、午前9時～午後10時までです。	本庁財務部管財課 ☎23-0222
	施設使用料	有料です。料金については右記へお問い合わせください。	
小林市農村環境改善センター	休館日 開館時間	休館日は、農畜産物加工室が毎週土曜日、日曜日、祝日、12月28日～翌年1月4日までです。 開館時間は、農畜産物加工室が8時30分～午後5時までです。その他は午前8時30分～午後10時までです。	本庁経済部農業振興課 ☎23-0300
	施設使用料	有料です。料金については右記へお問い合わせください。	
小林市生活改善センター	休館日 開館時間	休館日は、毎週土曜日、日曜日、祝日、12月28日～翌年1月4日までです。 開館時間は、午前8時30分～午後5時までです。	本庁経済部農業振興課 ☎23-0333
	施設使用料	有料です。料金については右記へお問い合わせください。	
北きりしま物産センター	休館日 開館時間	休館日は、12月31日、1月1日及び不定期にあります。 開館時間は、午前8時30分～午後5時までです。	小林市経済部農業振興課 ☎23-0333 北きりしま物産センター ☎22-8005
	施設使用料	有料です。料金については右記へお問い合わせください。	
野尻町農村環境改善センター	休館日 開館時間	休館日は、毎月第3日曜日（家庭の日）、12月29日～翌年1月3日です。 開館時間は、午前8時30分～午後10時までです。	野尻庁舎地域整備課 ☎44-1100
	施設使用料	有料です。料金については右記へお問い合わせください。	



(2) スポーツ
[主なスポーツ施設の利用]

名 称	主な使用可能種目等	電話番号（問い合わせ先）
小林市市民体育館	バレー・ボール・バドミントン・卓球・バスケット・ハンドボール・ミニバレー・ボールほか	小林市市民体育館 ☎23-6116 (FAX兼用)
中央地区体育館	バレー・ボール・ミニバレー・ボール・バドミントンほか	
南地区体育館	バレー・ボール・ミニバレー・ボール・バドミントンほか	
細野地区体育館	バレー・ボール・ミニバレー・ボール・バドミントンほか	
三松地区体育館	バレー・ボール・ミニバレー・ボール・バドミントン、ハンドボールほか	
真方地区体育館	バレー・ボール、バスケットボール・ミニバレー・ボール・バドミントンほか	
東方地区体育館	バレー・ボール・ミニバレー・ボール・バドミントンほか	
永久津地区体育館	バレー・ボール・ミニバレー・ボール・バドミントンほか	
西小林地区体育館	バレー・ボール・ミニバレー・ボール・バドミントンほか	
小林市弓道場	弓道	
総合運動公園市営陸上競技場	陸上競技全般、サッカーほか	小林市市民体育館 ☎23-6116 (FAX兼用) 総合運動公園 市営陸上競技場 ☎24-0556
総合運動公園市営野球場	野球	
総合運動公園 市営テニスコート	テニス	
総合運動公園市営展望広場	多目的、サッカー	
総合運動公園市営多目的広場	少年野球、少年サッカー、ソフトボールほか	総合運動公園市営プール ☎21-0577
総合運動公園市営プール（注）	水泳	
緑ヶ丘公園市営野球場	野球、サッカー、ソフトボールほか多目的	
緑ヶ丘公園市営テニスコート	テニス	
緑ヶ丘集会所	柔道、空手、剣道ほか	小林市市民体育館 ☎23-6116 (FAX兼用)
三松地区運動広場	野球、ソフトボール、ゲートボールほか	

名 称	主な使用可能種目等	電話番号（問い合わせ先）
浜ノ瀬運動広場	グラウンドゴルフほか	小林市市民体育館 ☎23-6116 (FAX兼用)
永久津地区運動広場	ソフトボール、グラウンドゴルフ、ゲートボールほか	
西小林地区運動公園	ソフトボール、ゲートボールほか	
鬼塚地区小運動広場		
入佐地区農村運動公園	グラウンドゴルフほか	
須木地区体育館	バレー、ミニバレーほか	教育部須木分室 ☎48-2266
須木運動広場	野球、ソフトボールほか	
紙屋地区体育館	バレー・ミニバレー・バドミントンほか	
三ヶ野山地区体育館	バレー・ミニバレー・バドミントンほか	
あすなろ公園運動広場	野球、ソフトボール、ゲートボールほか	教育部野尻分室 ☎44-1100
三ヶ野山運動広場	野球、ソフトボール、ゲートボールほか	
紙屋運動広場	野球、ソフトボール、ゲートボールほか	
大塚原運動広場	野球、ソフトボール、ゲートボールほか	
野尻町弓道場	弓道	
小林市コスモホール	多目的・フットサル・野球練習・ホッケーほか	生駒高原観光レクリエーションセンター ☎27-0909
生駒高原観光 レクリエーションセンター	多目的・テニス・サッカー・グラウンドゴルフほか	

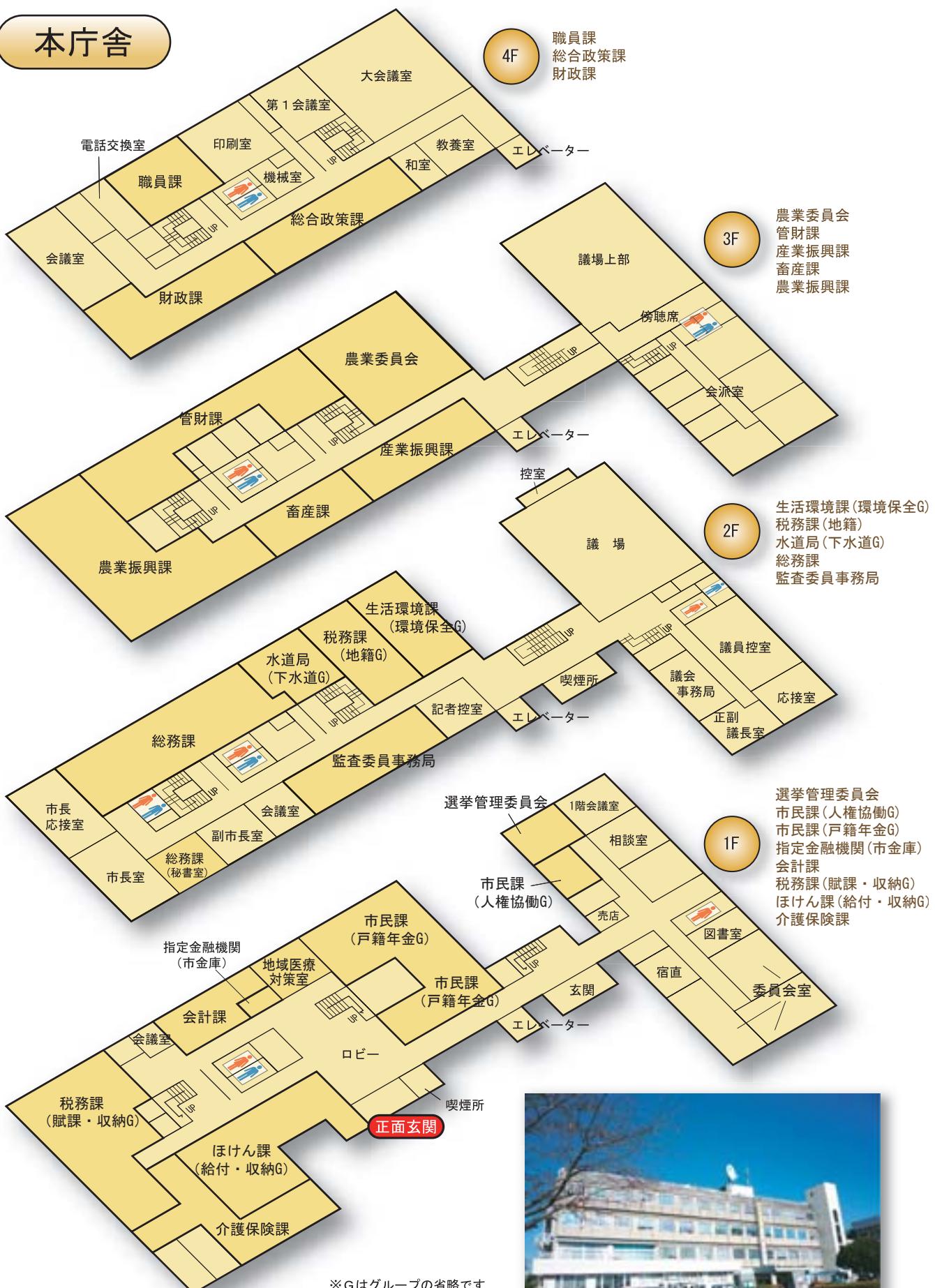
※各施設によって、使用時間、使用料金等が異なりますので、直接施設へご連絡ください。

(注) 月曜日休館日。ただし、月曜日が祝日・振替休日の場合は営業し、火曜日を休館とします。

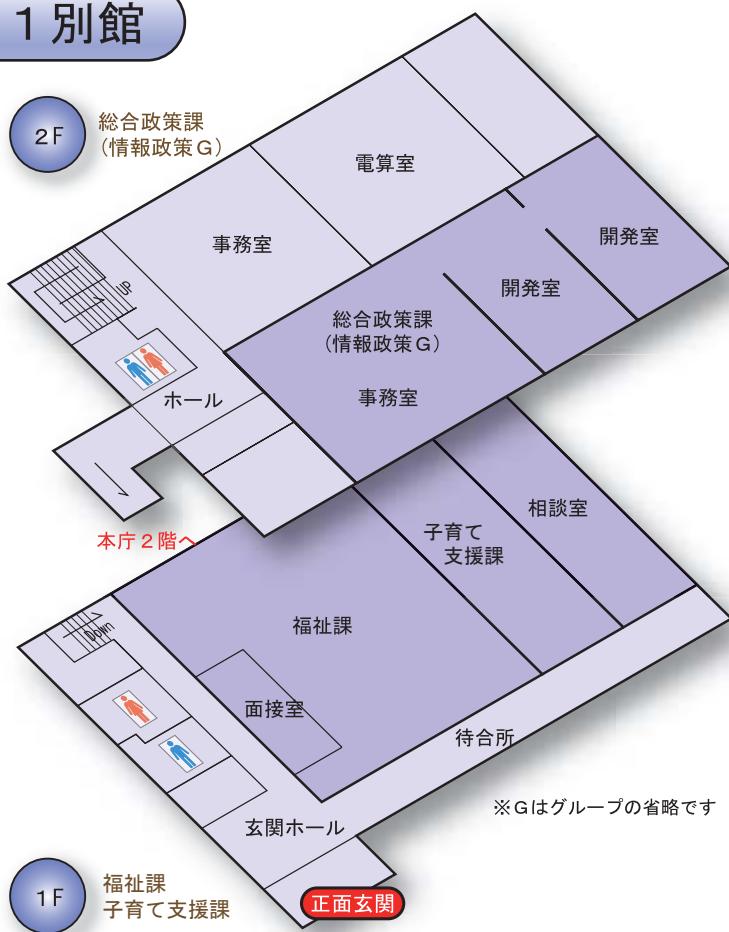


■市役所のご案内

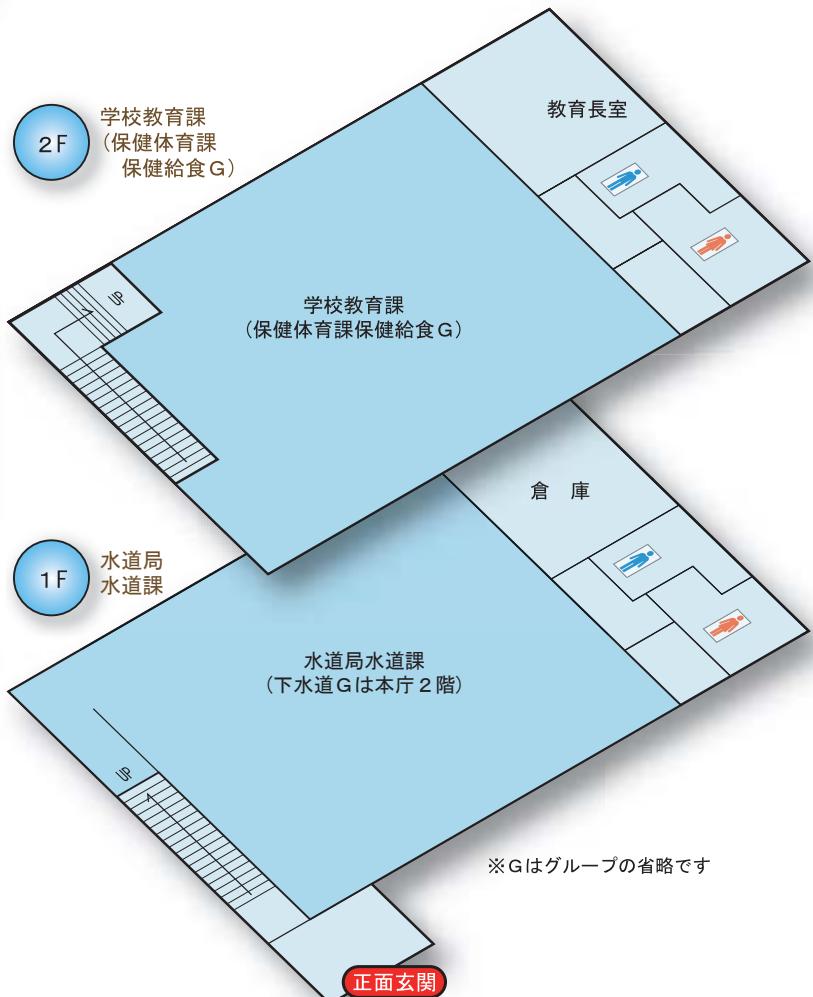
本庁舎



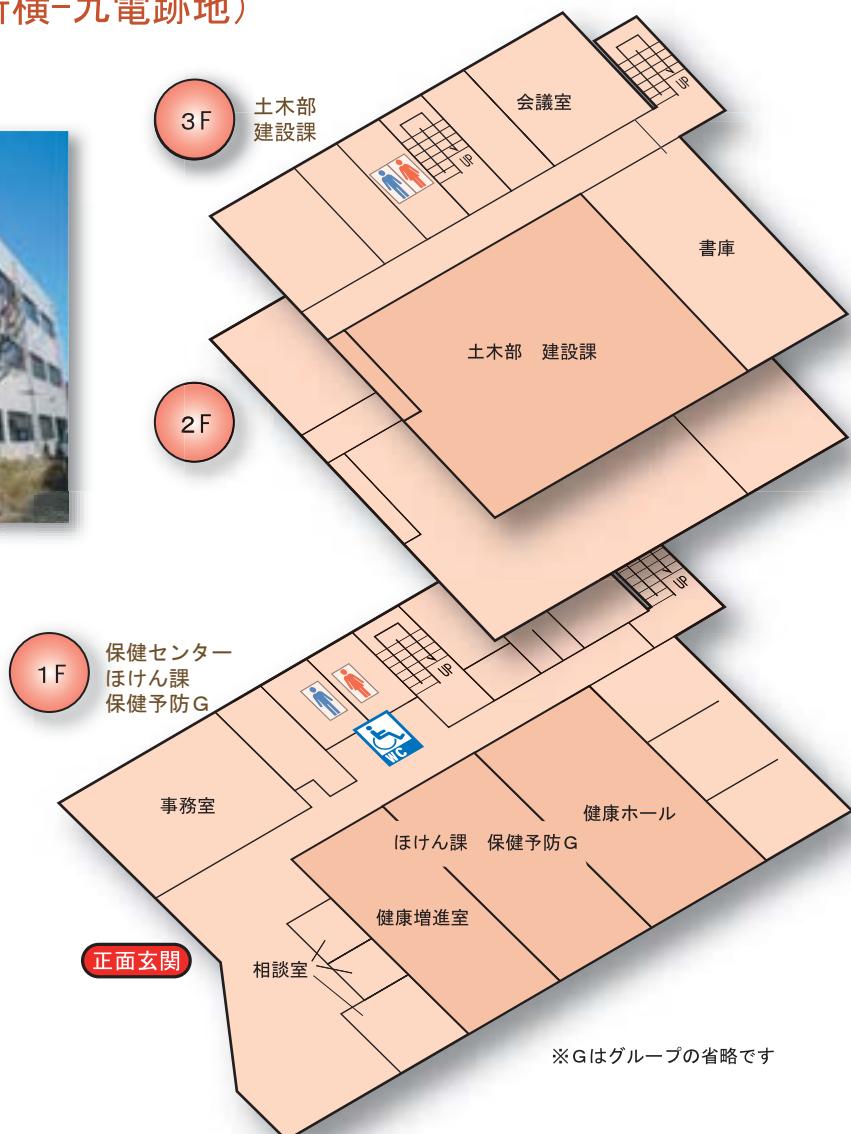
第1別館



第2別館



新別館 (中央保育所横-九電跡地)



本庁舎・別館及び周辺地図



須木庁舎



野尻庁舎



■合併後の組織機構と主な業務

●本庁

部局	課・分室等	電話番号・庁舎階数	主な業務
総務部	総務課	☎23-0220 本館2階	秘書、請願・陳情、涉外、表彰、市政の広報・広聴、情報公開、条例等の審査・公布、議案の提出、非常備消防・防災、交通安全対策・防犯、危機管理など
	職員課	☎23-0469 本館4階	職員の定数管理・人事・給与・研修・福利厚生、職員団体等、特別職の職員の報酬など
	総合政策課	☎23-0456 本館4階 ☎23-8120 第一別館2階	広域行政、市の総合計画策定・進行管理、地域生活交通対策、基幹統計等、行政評価・行財政改革の推進、行政情報化・地域情報化など
財務部	財政課	☎23-1114 本館4階	財政計画、予算編成、収入・支出の進行管理、物品管理の総括、物品の購入など
	税務課	☎23-0115 本館1階2階	市税の賦課・減免、市税の徵收・督促、固定資産税の調査・評価、市税に係る証明、納税啓発、軽自動車の標識交付、地籍調査など
	管財課	☎23-0222 本館3階	財産管理、庁舎等の維持管理、市有車両の整備・運行管理、契約事務の総括、検査事務の総括、市営住宅の管理運営など
経済部	農業振興課	☎23-0300 本館3階	農業・林業の振興、畠地かんがい事業の推進、農道の新設改良、農林施設等の災害復旧、治山・林道の開発・改良など
	畜産課	☎23-0313 本館3階	畜産業の振興、家畜の防疫衛生、市営牧場の管理運営など
	産業振興課	☎23-1174 本館3階	企業誘致、地場産業振興、商工業の振興、市街地の活性化、観光に関することなど
土木部	建設課	☎23-0311 新別館3階	土木事業の計画、道路・橋りょうの新設改良・維持修繕、河川・砂防、災害復旧、都市公園・緑地等の建設・管理、土地区画整理・街路事業の計画・施工など
市民部	市民課	☎23-1112 本館1階	戸籍・住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録・証明、国民年金、市民協働・自治組織（コミュニティ）施策の推進、男女共同参画の推進、人権対策など
	(西小林出張所)	☎27-2180	戸籍、住民票、印鑑証明、各種証明、税金・使用料等の納付など
	生活環境課	☎23-8122 本館2階	環境保全、生活排水対策、公害、市営墓地、環境審議会、一般廃棄物の収集・運搬・処分、ごみ減量対策・資源化など
	(市清掃工場)	☎24-0959	
福祉保健部	福祉課	☎23-0111 第一別館1階	社会福祉事業、高齢者福祉、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、精神障がい者福祉、生活保護、民生委員・児童委員に関することなど
	ほけん課	☎23-0116 本館1階	国民健康保険、老人保健事業、後期高齢者医療、国民健康保険税の賦課・徴収、母子保健、健康づくり、地域保健・老人保健、感染症、予防接種、地域医療・救急医療、精神保健福祉など
	(保健センター)	新別館1階 ☎23-0323	
	介護保険課	☎23-1140 本館1階	介護保険料の賦課・調定・徴収、介護保険事業の計画・運営、介護予防事業の推進など

部局	課・分室等	電話番号・庁舎階数	主な業務
子育て支援局	子育て支援課	☎23-0111 第一別館1階	児童福祉・各種手当・助成、乳幼児医療・ひとり親家庭等医療、母子・父子・寡婦福祉、家庭児童相談・児童虐待防止、保育所の入所、放課後児童健全育成事業、乳幼児健康支援・子育て支援、認定こども園、配偶者からの暴力による被害者の保護、公立保育所の運営など
会計課（会計管理者）		☎23-1113 本館1階	現金の出納・保管、支出負担行為の確認、支出命令書の審査、決算等の調製、物品の出納・保管
水道局	水道課	☎23-0321 第二別館1階	
	(下水道グループ)	☎23-0312 本館2階	水道事業の計画・施工、水道料金・公共下水道使用料・農業集落排水使用料の徴収、取水・配水等の計画・給水工事、水道施設・水質等の管理、下水道事業・農業集落排水事業の計画・施工、広報啓発、処理施設、水質検査に関することなど
	(野尻水道グループ)	☎44-1100 野尻庁舎1階	
議会事務局		☎23-2475 本館議会棟2階	議会の処務、議場・委員会室等の管理、本会議、委員会、請願・陳情、議決事項の処理、会議録等の記録の調製・保管など
選挙管理委員会事務局		☎23-1143 本館1階	選挙の管理・執行、選挙啓発など
監査委員事務局		☎23-1163 本館2階	財務監査、行政監査、特別監査、例月現金出納検査、決算審査、基金運用状況審査など
農業委員会事務局		☎23-0405 本館3階	農地等の権利設定、移転、農家基本台帳、農業委員会会議、農業経営基盤強化促進、農業者年金、農地等の交換分合など
教育部	学校教育課	☎23-0424 第二別館2階	教育委員会の会議、奨学金、学校の通学区域、職員の人事・服務・研修、教育委員会事務の管理、児童・生徒の就学、入学・転学、就学指導、就学援助、学校経営の指導、教育財産の管理、市立幼稚園の管理運営など
	野尻幼稚園	☎44-1243	
	社会教育課	☎22-7912 中央公民館内	乳幼児教育・青少年教育・成人教育、社会人権教育、視聴覚教育、社会教育施設、国際交流、文化財の調査・保存・活用、郷土芸能の普及発展など
	保健体育課	☎22-7911 市民体育館内	社会体育の計画・実施・指導・奨励、社会体育施設の管理、体育指導委員、社会体育関係団体、学校における保健・安全指導・疾病予防検診・環境衛生、学校給食の計画・実施、栄養指導・栄養改善、給食センターの衛生管理など
	(保健給食グループ)	☎23-0424 第二別館2階	

●須木庁舎

部局	課・分室等	電話番号・庁舎階数	主な業務
須木庁舎	地域振興課	☎48-3130 須木庁舎2階	須木地域協議会、須木庁舎の管理、本庁との連絡調整、須木区内の消防防災、交通安全対策・防犯、商工業・観光振興など
	住民生活課	☎48-3132 須木庁舎1階	戸籍・住民基本台帳、須木区内の税、環境、地域保健、後期高齢者医療、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、国民健康保険、介護保険など
	地域整備課	☎48-3131 須木庁舎2階	須木区内の農業・林業・畜産業の振興、農林施設等の災害復旧、畜産経営環境保全、土地改良事業、土木災害復旧事業など
	農業委員会事務局 須木分室	☎48-3111 須木庁舎2階	須木区における農地等の権利設定・移転、農家基本台帳、農業者年金、農業委員会会議など
	教育部須木分室	☎48-2266 小林市須木総合 ふるさとセンター2階	須木区における学校教育、社会教育、保健体育にかかる申請及び相談の受付、社会教育団体等との連絡調整、生涯学習など

●野尻庁舎

部局	課・分室等	電話番号・庁舎階数	主な業務
野尻庁舎	地域振興課	☎44-1100 野尻庁舎1階	野尻町地域協議会、野尻庁舎の管理、本庁との連絡調整、野尻町区内の消防防災、交通安全対策・防犯、商工業・観光振興など
	住民生活課	☎44-1100 野尻庁舎1階	戸籍・住民基本台帳、野尻町区内の税、環境、地域保健、後期高齢者医療、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、国民健康保険、介護保険など
	(紙屋出張所)	☎46-0101	戸籍、住民票、印鑑証明、各種証明、税金・使用料等の納付など
	地域整備課	☎44-1100 野尻庁舎1階	野尻町区内の農業・林業・畜産業の振興、農林施設等の災害復旧畜産経営環境保全、土地改良事業、土木災害復旧事業など
	農業委員会事務局 野尻分室	☎44-1100 野尻庁舎1階	野尻町区における農地等の権利設定・移転、農家基本台帳、農業者年金、農業委員会会議など
	教育部野尻分室	☎44-1100 野尻庁舎1階	野尻町区における学校教育、社会教育、保健体育にかかる申請及び相談の受付、社会教育団体等との連絡調整、生涯学習など

●市立病院

部	電話番号	主な業務
市立病院	☎23-4711	事業の企画、医療・福祉・保健の連携、経営健全化計画、管理会議、医事、診療費の徴収、薬品・医薬材料等の購入、資産管理、院内施設の維持管理、防災対策、給食、栄養指導、予算・決算、財務、給与、人事、収納金の徴収など
		診療・往診、妊娠婦・乳児その他健康診断など
		患者の看護、診療補助など
		調剤・製剤、検査、エックス線業務など

■公共施設一覧

●市役所・須木庁舎・野尻庁舎・出張所

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
1	小林市役所本庁舎	小林市細野300	☎23-1111	D-3
2	小林市須木庁舎	小林市須木中原1757	☎48-3111	G-1
3	小林市野尻庁舎	小林市野尻町東麓1183-2	☎44-1100	H-5
4	小林市西小林出張所	小林市北西方1246-6	☎27-2180	B-3
5	小林市紙屋出張所	小林市野尻町紙屋1994-1	☎46-0101	K-4

●警察署・消防署

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
6	小林警察署	小林市堤2928-1	☎23-0110	D-4
7	小林警察署須木駐在所	小林市須木下田1331-9	☎48-2106	G-2
8	西諸広域行政事務組合消防本部・中央消防署	小林市真方493	☎23-0119	D-4
9	西諸広域行政事務組合中央消防署須木分遣所	小林市須木中原1696-16	☎48-2075	G-1
10	西諸広域行政事務組合中央消防署野尻分遣所	小林市野尻町東麓1147-1	☎44-1222	H-5

●病院・診療所等

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
11	小林市立病院	小林市細野2235-3	☎23-4711	D-4
12	小林市立須木診療所	小林市須木下田1224	☎48-2025	G-2
13	小林市立須木歯科診療所	小林市須木中原1741-1	☎48-2551	G-1

●保健・福祉関連施設・団体等

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
14	小林市保健センター	小林市真方89-1 (旧九州電力(株)小林営業所)	☎23-0323	D-3
15	須木保健センター (小林市須木総合ふるさとセンター内)	小林市須木中原1741-1	☎21-8054	G-1
16	野尻町保健福祉センター「友愛会館」	小林市野尻町東麓1158-3	☎44-1206	H-5
17	小林市社会福祉協議会	小林市細野367-1	☎23-3466	D-3
18	小林市社会福祉協議会須木支所 (小林市須木総合ふるさとセンター内)	小林市須木中原1741-1	☎48-2073	G-1
19	小林市社会福祉協議会野尻支所	小林市野尻町東麓1158-3	☎44-1206	H-4
20	小林市養護老人ホーム「慈敬園」	小林市細野1783	☎22-3480	D-4
21	小林市地域包括支援センター	小林市細野455-1 (市役所第4別館)	☎25-0707	D-4

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
22	のじり地域包括支援センター	小林市野尻町東麓1159-1	☎44-2271	H-4
23	小林市第1在宅介護支援センター(ひなもり園)	小林市堤4380	☎22-8866	E-5
24	小林市第2在宅介護支援センター(望峰の里)	小林市北西方7125-1	☎27-2552	C-3
25	小林市第3在宅介護支援センター(陽光の里)	小林市真方5038-1	☎23-5667	E-3
26	須木地域在宅介護支援センター(美穂の里)	小林市須木下田1152	☎48-3698	G-1
27	小林市中央児童センター	小林市細野385-1	☎22-7916	D-3
28	小林市西小林児童センター	小林市北西方1244-4	☎27-2470	B-3
29	小林子育て支援センター「おひさま」(小林中央保育所内)	小林市真方91-1	☎23-3481	D-3
30	小林子育て支援センター「チボリーノ館」(こばと保育園内)	小林市細野735-1	☎22-2101	C-3
31	小林市立野尻のびのび子育て支援センター	小林市野尻町東麓2166-2	☎44-1881	H-5
32	小林市老人福祉センター「百歳会館」	小林市細野382	☎22-5231	D-3
33	高齢者コミュニティセンター「南部いろり村」	小林市細野4098-1	福祉保健部福祉課 ☎23-0111	C-4
34	シルバーランド望峰の里「西部いろり村」	小林市北西方7125-1	☎27-2552	C-3
35	高齢者コミュニティセンター「城山館」	小林市須木下田662-1	☎48-3482	G-2
36	内山地域福祉センター	小林市須木内山5203-1	☎44-3058	I-3
37	野尻町高齢者活動促進施設(有)のじり農産加工センター「さとび」	小林市野尻町三ヶ野山137	☎44-1195	G-4
38	野尻町農村婦人の家	小林市野尻町三ヶ野山4336-55	☎44-1955	G-4
39	紙屋老人福祉館「やすらぎ荘」	小林市野尻町紙屋1994-1	☎46-0101	K-4
40	野尻町いきいきコミュニティセンター	小林市野尻町三ヶ野山4093-4	☎44-1202	G-4

●国・県関係

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
41	西諸県農林振興局	小林市細野367-2	☎23-3164	D-3
42	小林土木事務所	小林市細野367-2	☎23-5165	D-3
43	小林保健所	小林市堤3020-13	☎23-3118	E-4
44	小林県税・総務事務所	小林市細野367-2	☎23-3194	D-3
45	小林税務署	小林市細野243-1	☎23-3126	D-4
46	小林簡易裁判所	小林市真方112	☎23-2309	D-3
47	宮崎地方法務局小林出張所	小林市細野266-1	☎23-3211	D-4
48	小林公共職業安定所	小林市細野367-5	☎23-2171	D-3
49	九州農政局西諸農業水利事業所	小林市堤3020-5	☎25-1236	E-4

●教育委員会

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
50	教育部学校教育課	小林市細野300	☎23-0424	D-3
51	教育部社会教育課	小林市細野38-1	☎22-7912	D-4
52	教育部保健体育課	小林市細野38-1	☎22-7911	D-4
53	教育部須木分室 (小林市須木総合ふるさとセンター内)	小林市須木中原1741-1	☎48-2266	G-1
54	教育部野尻分室	小林市野尻町東麓1183-2	☎44-1100	H-5
55	小林学校給食センター(教育部保健体育課)	小林市南西方2011-1	☎25-1287	C-3
56	須木学校給食センター(教育部保健体育課)	小林市須木中原1696-16	☎48-2063	G-1
57	野尻学校給食センター(教育部保健体育課)	小林市野尻町紙屋4055	☎46-0803	J-5

●市立保育所(園)・幼稚園

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
58	小林市立中央保育所	小林市真方91-1	☎23-3481	D-3
59	小林市立須木中央保育園	小林市須木中原1694-1	☎48-2050	F-1
60	小林市立鳥田町保育園	小林市須木鳥田町3182-2	☎48-2187	F-1
61	小林市立内山保育園	小林市須木内山5203-1	☎44-0955	I-3
62	小林市立紙屋保育園	小林市野尻町紙屋2190-2	☎46-0122	K-4
63	小林市立野尻保育園	小林市野尻町東麓2177-1	☎44-1138	H-5
64	小林市立栗須保育園	小林市野尻町三ヶ野山4123	☎44-1163	G-4
65	小林市立野尻幼稚園	小林市野尻町東麓22	☎44-1243	H-5

●私立幼稚園・認定こども園

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
66	小林昭和幼稚園	小林市真方48	☎22-2403	D-3
67	小林幼稚園	小林市細野1610-2	☎22-2771	D-4
68	小林カトリック幼稚園	小林市細野264-3	☎22-2756	D-3
69	高千穂学園・育英幼稚園	小林市細野591	☎22-4031	C-3
70	太陽の子幼稚園	小林市堤2871-2	☎23-9293	D-4
71	かおる幼稚園	小林市南西方6081	☎27-2067	B-3
72	認定こども園日章	小林市細野2779-1	☎22-6043	D-4

●私立保育園

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
73	朋保育園	小林市細野235	☎23-2517	D-4
74	南保育園	小林市細野1105	☎22-3610	C-4
75	小林乳幼児保育園	小林市細野1105-2	☎22-4887	C-4
76	細野保育園	小林市細野4351-2	☎22-3576	C-4
77	日章保育園	小林市細野2779-1	☎22-6043	D-4
78	さくら保育園	小林市細野15	☎23-4032	D-4
79	三松保育園	小林市堤3524-1	☎22-4446	E-4
80	朝日保育園	小林市水流迫845	☎22-5071	D-4
81	まがた保育園	小林市真方716-2	☎22-4601	D-3
82	東方保育園	小林市東方3232-3	☎22-3761	E-3
83	永久津保育園	小林市北西方4556-1	☎22-5610	C-3
84	西小林保育園	小林市南西方6054	☎27-1647	A-3
85	こばと保育園	小林市細野735-1	☎22-6692	C-4
86	こすもす保育園	小林市細野2018	☎23-5204	D-4
87	ひまわり保育園	小林市堤2893	☎23-6870	D-4
88	大塚原保育園	小林市野尻町三ヶ野山1294-15	☎44-0700	G-4

●小学校

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
89	小林市立小林小学校	小林市細野184-1	☎23-3510	D-4
90	小林市立南小学校	小林市細野1265	☎23-3520	C-4
91	小林市立細野小学校	小林市細野3921	☎23-3511	C-4
92	小林市立西小林小学校	小林市南西方6068-1	☎27-1512	B-3
93	小林市立東方小学校	小林市東方3216	☎23-3513	E-3
94	小林市立永久津小学校	小林市北西方4440-8	☎23-3515	D-3
95	小林市立三松小学校	小林市堤3519	☎23-3514	E-4
96	小林市立幸ヶ丘小学校	小林市南西方7772	☎27-1516	B-4
97	小林市立須木小学校	小林市須木下田1397-2	☎48-2003	G-2
98	小林市立鳥田町小学校（休校）	小林市須木鳥田町3181	—	F-1
99	小林市立内山小学校（休校）	小林市須木内山5052	—	I-3
100	小林市立紙屋小学校	小林市野尻町紙屋1766-1	☎46-0107	K-4
101	小林市立野尻小学校	小林市野尻町東麓25	☎44-1018	H-5
102	小林市立栗須小学校	小林市野尻町三ヶ野山4136-1	☎44-1121	G-4

●中学校

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
103	小林市立小林中学校	小林市細野565-1	☎23-4168	C-3
104	小林市立細野中学校	小林市細野4374	☎23-3611	C-4
105	小林市立西小林中学校	小林市南西方6149	☎27-1612	B-3
106	小林市立永久津中学校	小林市北西方4578	☎23-3615	C-3
107	小林市立東方中学校	小林市東方3094-2	☎23-3613	E-3
108	小林市立三松中学校	小林市堤2331-3	☎23-3614	E-4
109	小林市立須木中学校	小林市須木中原1730	☎48-2004	G-1
110	小林市立内山中学校（休校）	小林市須木内山5052	—	I-3
111	小林市立紙屋中学校	小林市野尻町紙屋1754	☎46-0109	K-4
112	小林市立野尻中学校	小林市野尻町東麓2570-4	☎44-1029	G-5

●教育・文化施設等

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
113	小林市文化会館	小林市細野1650	☎23-7400	D-4
114	小林中央公民館	小林市細野38-1	☎22-3482	D-4
115	小林市みどり会館	小林市細野269-1	財務部管財課 ☎23-0222	D-3
116	小林市立図書館	小林市細野367-1	☎22-7913	D-3
117	小林市立図書館須木分館 (小林市須木総合ふるさとセンター内)	小林市須木中原1741-1	☎48-2954	G-1
118	小林市立図書館野尻分館（野尻庁舎内）	小林市野尻町東麓1183-2	☎44-1100	H-5
119	小林市須木総合ふるさとセンター 「せせらぎ館」	小林市須木中原1741-1	☎48-2266	G-1
120	野尻町歴史民俗資料館（のじりこぴあ内）	小林市野尻町東麓5160	☎44-3000	I-5
121	野尻地区公民館	小林市野尻町東麓1164-2	教育部野尻分室 ☎44-1100	H-5
122	紙屋地区公民館	小林市野尻町紙屋1766-1	教育部野尻分室 ☎44-1100	K-4
123	野尻町農村環境改善センター	小林市野尻町三ヶ野山4336-55	☎44-1955	G-4

●社会体育関連施設

No.	施設名	所在地	電話番号	地図	
124	小林総合運動公園市営陸上競技場	小林市南西方2085 総合運動公園 陸上競技場 ☎24-0556	C-3	C-3	
125	小林総合運動公園市営野球場			C-3	
126	小林総合運動公園市営テニスコート			C-3	
127	小林総合運動公園市営展望広場			C-3	
128	小林総合運動公園市営多目的広場			C-3	
129	小林総合運動公園市営プール	小林市南西方2087	☎21-0577	C-3	
130	小林市市民体育館	小林市細野38-1	小林市市民体育館 ☎23-6116	D-3	
131	小林市弓道場	小林市細野38-1 (市民体育館内)		D-3	
132	中央地区体育館	小林市細野565-1		C-3	
133	南地区体育館	小林市細野979-1		C-4	
134	細野地区体育館	小林市細野4374		C-4	
135	三松地区体育館	小林市堤3699-32		E-4	
136	真方地区体育館	小林市真方4906-1		D-3	
137	東方地区体育館	小林市東方4738-1		E-3	
138	永久津地区体育館	小林市北西方4076		D-3	
139	西小林地区体育館	小林市北西方6212-1-3		A-3	
140	緑ヶ丘公園市営野球場	小林市細野509-4		D-3	
141	緑ヶ丘公園テニスコート			D-3	
142	緑ヶ丘集会所	小林市真方1033	教育部須木分室 ☎48-2266	D-3	
143	三松地区運動広場	小林市堤3699-32		E-4	
144	浜ノ瀬運動広場	小林市東方4738-1		E-3	
145	永久津地区運動広場	小林市北西方4074		D-3	
146	西小林地区小運動公園	小林市北西方6214-2		A-3	
147	鬼塚地区小運動広場	小林市北西方5940-1		A-3	
148	入佐地区農村運動公園	小林市北西方2425-1		A-3	
149	須木地区体育館	小林市須木中原1738		G-1	
150	須木運動広場	小林市須木下田973		H-1	
151	緑ヶ丘公園（野球場・ゲートボール場）	小林市細野509-4	市民体育館 ☎23-6116	D-3	
152	永田平公園（多目的広場）	小林市細野2381-14	土木部建設課 ☎23-0312	D-4	
153	小林市中央ふれあい広場	小林市細野1823-5	土木部建設課 ☎23-0312	D-4	
154	紙屋地区体育館	小林市野尻町紙屋2897-6	教育部野尻分室 ☎44-1100	K-5	

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
155	三ヶ野山地区体育館	小林市野尻町三ヶ野山4095-3	教育部野尻分室 ☎44-1100	G-4
156	あすなろ公園運動広場	小林市野尻町東麓468-1	教育部野尻分室 ☎44-1100	H-4
157	三ヶ野山運動広場	小林市野尻町三ヶ野山1620-1	教育部野尻分室 ☎44-1100	G-4
158	紙屋運動広場	小林市野尻町紙屋2897-5	教育部野尻分室 ☎44-1100	K-5
159	大塚原運動広場	小林市野尻町三ヶ野山4336-19	教育部野尻分室 ☎44-1100	G-4
160	野尻町弓道場	小林市野尻町東麓2166-2	教育部野尻分室 ☎44-1100	H-5

●観光施設

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
161	コスモス牧場 (株)北きりしまリゾート牧場)	小林市細野5740-1310	☎24-1270	C-5
162	北きりしまコスモドーム	小林市南西方8577-18	☎27-2468	A-4
163	出の山淡水魚水族館	小林市南西方1091	☎22-4326	C-4
164	小林市コスモホール	小林市南西方8565-12	☎27-0909	A-4
165	生駒高原観光レクリエーションセンター	小林市南西方8565-41	☎27-0909	A-4
166	すきむらんど	小林市須木下田412-6	☎48-2480	H-2
167	野尻湖多目的広場 のじりこぴあ	小林市野尻町東麓5160	☎44-3000	I-5
168	野尻町総合交流ターミナル 道の駅ゆ~ぱるのじり	小林市野尻町三ヶ野山4347-1	☎44-2210	G-4

●ごみ処理施設

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
169	小林市清掃工場	小林市東方1046	☎24-0959	E-4
170	小林市一般廃棄物最終処分場	小林市東方1079-13	☎22-8890	E-4
171	霧島美化センター事務組合	高原町大字西麓3471-51	☎42-3037	E-5

●畜産関連施設

No.	施設名	所在地	電話番号	地図
172	小林市営牧場	小林市北西方7728	☎27-1611	C-3
173	小林市食肉センター	小林市細野2523	☎22-3479	D-4
174	小林市バイオマスセンター	小林市北西方7703-26	☎27-0401	C-3
175	野尻町有機センター のじりアグリサービス	小林市野尻町東麓3800-1	☎44-1850	H-5



小林市MAP

※公共施設一覧のNo.で表示しています。



【追記事項】

①市役所のご案内について

50ページの野尻庁舎における野尻水道グループにつきましては、49ページの水道局をご覧ください。

②公共施設一覧について

51ページの警察署・消防署で、小林地区及び野尻町地区における駐在所等は、下記のとおりです。

施設名	所在地	電話番号
小林駅前交番	小林市細野1829番地6	☎23-9261
堤交番	小林市堤2284番地6	☎23-7293
西小林駐在所	小林市北西方1659番地2	☎27-1282
東方駐在所	小林市東方3207番地18	☎23-6691
細野駐在所	小林市細野4367番地2	☎23-5037
真方駐在所	小林市真方1765番地7	☎23-7294
紙屋駐在所	小林市野尻町紙屋1983番地3	☎46-0153
野尻駐在所	小林市野尻町東麓1155番地3	☎44-1160
三ヶ野山駐在所	小林市野尻町三ヶ野山4089番地7	☎44-1170

■暮らしの便利帳の掲載内容について

この暮らしの便利帳の掲載内容は、合併前（平成22年2月1日現在）の情報に基づくものです。今後、制度改正等により掲載内容が変更になった場合は、その都度、広報等を通じてお知らせしていきます。

■お問い合わせ

小林市役所総務部総務課

秘書広報グループ

TEL 23-0220

発刊：平成22年3月

発行：小林市・野尻町合併協議会

